

平成27年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成27年3月10日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 代表質問

事務局長 益 塚 敏  
書記 山 崎 直 文  
書記 鷺 見 良 子  
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 代表質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君  
副市長 佐々木 雅 之 君  
副市長 久 保 和 幸 君  
教育長 小 野 浩 一 君  
総務部長 白 田 進 君  
市民部長 三 島 裕 二 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経済部長 川 田 弘 志 君  
建設水道部長 中 村 勝 己 君  
教育部長 小 川 勇 人 君  
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君  
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君  
営業戦略室長 常 本 史 之 君  
上下水道室長 天 野 信 二 君  
会計室長 山 崎 真 理 子 君  
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 高 野 美 枝 子 議員  
3番 塩 田 昌 彦 議員  
4番 山 田 典 幸 議員  
5番 竹 中 憲 之 議員  
6番 佐 藤 靖 議員  
7番 奥 村 英 俊 議員  
8番 上 松 直 美 議員  
9番 大 石 健 二 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 川 口 京 二 議員  
12番 佐々木 寿 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
18番 駒 津 喜 一 議員  
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 川 村 幸 栄 議員

18番 駒 津 喜 一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

2015年度市政執行方針とまちづくりについて外4件を、奥村英俊議員。

○7番（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、市民連合・凜風会を代表して質問申し上げたいというふうに思います。

一年の計は元旦にありといいますが、これは物事を始めるに当たっては最初にきちんとした計画を立てるのが大切だということであり、名寄市にとっては今回の第1回定例会の市政執行方針がそれに当たるものだというふうに思います。そういう観点で幾つかの項目について質問し、議論を深めていきたいというふうに思います。

まず、1つ目の項目として、2015年度執行方針とまちづくりについて伺います。昨年地方創生の理念等を定めたまち・ひと・しごと創生法案と活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する地域再生法の一部を改正する法律案の地方創生関連2法案が可決成立して以降、加藤市長はさまざまな場面で地方創生に期待をするという発言をされていますが、具体的に市長が期待する点

は何かについてお伺いします。

次に、市政推進の基本的な考え方として民間社会的発想での行政運営についてですが、これまでも民間の発想を持って行政サービスの質の向上と効率的な行政運営に努めてきたとありますが、具体的にはどういう取り組みのことを言っているのか、説明をお願いいたします。

また、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に生かしながら将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生できるよう、地域の宝、財産、特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくりを進めるとしてはいますが、具体的には何をどう活用または生かすのかについてお伺いいたします。

次に、平成27年度予算編成にかかわって、詳細な議論は予算審査特別委員会がありますので、そちらに委ねますが、地方創生の交付金は自由度の高い交付金とのイメージがあります。27年度以降の財政に与える今後の影響について、また法人税減税の影響など、歳入確保の動向についてお伺いいたします。

次に、市民と行政の協働についてですが、新名寄市総合計画、また1次後期基本計画も仕上げの時期に入りましたが、第2次総合計画の策定に向けた今後の大まかな作業日程と計画自体は全市民でつくり上げるということにはなるのでしょうか、市長自身の第2次計画への思いをお伺いしたいというふうに思います。

次に、コミュニティ活動の推進についてですが、町内会をまちづくりを進める上で最も重要な組織と位置づけて、未加入者の増加や役員の担い手不足などさまざまな課題解消に向けた支援のあり方を検討していくとしていますが、市の考え方についてお伺いいたします。

また、住民の自治権確立を展望するとき地域連絡協議会のあり方と位置づけをどういうふうに考えているのか、これについてもお伺いいたします。既に町内会同士の一定の連携や取り組みが進んで

いるところもありますので、モデル地区として地域自治体を展望した取り組みを進めるお考えはないかについてお伺いをします。

次に、防災対策の充実について、まず法改正による新たな取り組みというふうにありますけれども、それについて何かお伺いをいたします。

また、近年の自然環境の変化と昨年起きました実際の災害から皆さんが緊急性の高い課題であると認識していることと思いますが、住民周知及び災害発生時の対応について各関係機関の連携を強化し、取り組みを進めるとしてはありますが、具体的にどうしていくのかお伺いします。

次に、都市宣言についてですが、年度当初の市政執行方針では4本ある都市宣言、安全・安心都市宣言、教育都市宣言、健康都市宣言、そして非核平和都市宣言について宣言の具現化を念頭にそれぞれ触れるべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。それぞれに係る施策については、その時々によっても触れられていますけれども、今回は非核平和都市宣言の関係について触れられていません。とりわけことしは戦後70年の節目の年であり、これまでも具体的な取り組みを進めている状況もありますから、改めてことしの取り組みと宣言の内容の尊重についての考えをお伺いいたします。

次に、保健医療福祉行政について伺います。まず、健康の保持増進についてですが、名寄市の平均寿命と健康寿命との差は男性が1.24年、女性が2.85年で全国や全道に比べ短くなっていますが、健康寿命を延ばし、平均寿命との差を一層縮めるためのこれからの取り組みについてお伺いいたします。

また、27年度から取り組むなよろ健康マイレージ事業の果たす役割についてあわせてお伺いいたします。

次に、名寄市立総合病院の経営の安定と今後の課題についてお伺いします。平成25年、赤字決算、26年も赤字の決算が見込まれる状況であり、

市立病院の経営は大学とともに財政的なことも含めた名寄市の大きな柱であるというふうに思います。赤字体質の脱却が急務というふうに考えますが、その対応策についてお伺いいたします。

また、収益の中心は医師だというふうに考えます。設置者として、働いていただいています医師に対して収益向上の協力を求めるべきだというふうに考えますが、その対応についてお伺いをいたします。

次に、救命救急センターについてお伺いします。救命救急センターは、名寄市民だけではなく道北地域全体が期待するものです。開設に向けた協議、準備を進めているということですが、どの程度進んでいる状況なのかをお伺いします。

また、おおむねの開設の時期についてもお知らせいただきたいというふうに思います。

設置された場合、収益、財政の影響と開始後の安定的な運営の考え方についてお伺いをいたします。

次に、地域福祉の推進について伺いますが、本年4月施行の生活保護に至る前の自立支援強化を図るため実施することとした生活困窮者自立支援事業について、一部報道では当市は事業を実施しないというふうになっていたというふうに思いますが、改めて当市の実施の内容と実施の方法についてお伺いいたします。

一方、福祉の現場では生活保護の申請、開始が増加している状況にあると聞いています。生活保護を受給されている方に対しては、マンパワーによるきめ細かな支援、援助、指導によって自立の方向性が促されたり、安心した生活を送ることができるというふうに考えます。想定のカースとカースワーカーの配置基準に関係しますが、生活保護担当のカースワーカーの増員をすべきというふうに考えますが、それについてのお考えをお伺いいたします。

次に、経済建設行政について伺いますが、基幹産業の農業とTPPについて、政府はTPP交渉

の妥結時期が4月以降にずれ込むとの見通しを明らかにしましたが、豚肉、牛肉で譲歩、米国産の主食米の輸入を拡大するなどが報じられ、農家の皆さんは大変大きな不安を訴えています。名寄市においては、議会での意見書も含めてTPP交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守とともに、決議が遵守できない場合はTPP交渉から脱退することを求めています。改めて名寄市の考えと今後の取り組みについて伺います。

次に、中心市街地のにぎわい創出について伺います。駅前交流プラザよろ一なは、開設以来中心市街地のにぎわい創出の中心施設と言われてきましたが、これまでの中心市街地のにぎわい創出の議論についてお伺いいたします。

また、当然施設の指定管理者選考の過程で提案を受けていることとは思いますが、この4月から指定管理者としたNPOなよろ観光まちづくり協会からの中心市街地のにぎわい創出の提案内容についてもお伺いいたします。

この中心市街地のにぎわい創出については、NPOなよろ観光まちづくり協会を中心とし、地元商店会などとの民間の力で進めるべきと考えますし、その上で必要な事業費や運営費についても財政の支援をすべきと思いますが、それについての考えをお伺いいたします。

次に、観光の振興についてですが、名寄市観光振興計画では平成27年度から2年間を収穫期として定めて観光入り込み客数を平成22年度から25%増加させることを目標として掲げています。これまでの状況と目標達成のめどについて、大まかな感触も含めてお伺いいたします。

また、市政執行方針ではB-1グランプリ全国大会出展について触れていますが、その目的や意味についてお伺いいたします。

最後に、教育行政についてお伺いいたします。まず、小中一貫教育について、全国的に小中一貫教育の取り組みの契機として、小学校から中学校への進学において新しい環境での学習や生活へ移

行する段階で不登校など生徒指導上の諸問題につながっていく事態など、いわゆる中1ギャップに直面をし、小学校から中学校へ接続を円滑化する必要性を認識し、取り組み始めたケースなどが見られますが、智恵文地区での取り組みの目的と期待する成果、そして地域住民の思いはどこにあるのかについてお伺いいたします。

智恵文地区は、モデルケースとしての取り組みですが、全国的にも小中連携、一貫教育の効果については既に取り組みを進めている市町村においてはほぼ全ての市町村において成果が認められています。具体例として、中学生の不登校出現率の減少、市町村または都道府県独自の学習到達度調査、全国学力・学習状況調査における平均正答率の上昇、児童生徒の規範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童生徒理解や指導法改善意欲の高まりなど、意識面の変化といった結果が得られていると聞きますが、名寄市としては全市での取り組みについてどういうお考えなのか、また可能かどうかお伺いをいたします。

次に、名寄市立大学の今後の課題と展望について伺います。保健福祉学部の再編、社会保育学科設置の方針を確立し、取り組みが進められていますが、改めて大学が目指すもの、知の拠点についてお伺いいたします。

また、地域に信頼される大学が運営の基本と考えますが、教員を中心とした大学の職員力の向上が重要であり、設置者として一層の努力を提言すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、地域文化の創造について伺いますが、（仮称）市民ホールの開館に当たって文化芸術の拠点、市民のコミュニティーの醸成の場についてわかりやすく説明をお願いいたします。

また、開館後の運営、音楽や舞台芸術などのメイン事業の方向性についてもお伺いいたします。

次に、生涯スポーツの振興について伺います。

2020年の東京オリンピックが決定し、札幌市が1972年以来2度目の冬季五輪開催に向け、2026年の冬季五輪の開催都市に立候補することを表明しました。これらに伴いスポーツに対する関心が高まっているとし、執行方針では市民のスポーツ環境・意識調査でのスポーツや運動の必要性と継続性、機会や場の創出の大切さの指摘からスポーツ施設の整備や改修をうたっていますが、具体的な取り組みについて伺います。

また、スポーツ施設の整備や改修という点では、日進地区の再整備とも関連すると考えますが、全体構想、スポーツ施設整備についてお伺いします。

さらに、スポーツ振興は、既に取り組みが進められている合宿誘致の取り組みとも関連があると考えます。これまでの取り組みと成果、今後の展望についてお伺いをし、壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。奥村議員から大項目5点にわたっての御質問いただきました。教育行政以外に係るところをまず私から答弁をさせていただきます。

大項目1、2015年度市政執行方針とまちづくりについて、小項目1、新年度執行方針と基本姿勢に関しまして、まず地方創生について申し上げます。我が国においては、主要先進国では類を見ない早さで人口減少、超高齢化社会を迎えており、数多くの地方において若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかる悪循環に陥っております。このような中、国では人口減少の抑制、東京への一極集中の是正など構造的な課題に取り組むために昨年まち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部改正法のいわゆる地方創生関連2法を施行するとともに、12月には人口の現状と将来の姿を示す長期ビジョンや将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年計画である総合戦略を策定をするなど、課題解決に向けた取り組みを本格化してきており

ます。さらに、地方の取り組みに対しましては、いわゆるビッグデータでありますけれども、地域経済分析システムによる情報支援、小規模市町村へ国家公務員等を派遣する地方創生人材支援制度や相談窓口となる地方創生コンシェルジュの選任による人的支援、地方創生の先行的な取り組みを支援をする新たな交付金や地方財政措置などの財政的支援により、多様で切れ目のない支援を行うこととしております。今後地方においては、自主性、主体性を発揮をし、地域の実情に沿った地域性のある地方創生、この取り組みが進められていくといったことが求められることとなりますことから、私といたしましてはこれらの国の支援を活用するとともに、本市が有するさまざまな資源、優位性を最大限に生かしながら将来にわたって自律的、持続的な地域社会を創生できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、民間会社発想での行財政運営についてであります。私は、民間出身の市長として市の仕事は住民の幸せをつくることと考えており、職員全員が市民は顧客であり、そして市民が主役であるという意識を共有をし、親切で丁寧な住民サービスを行うとともに、コスト意識を持つことに加えて本市の魅力を十分に発信することが重要であると考えておりますことから、この間行政サービスの質の向上、行財政の健全化、名寄市の魅力の発信に取り組んでまいりました。まず、行政サービスの質の向上といたしましては、広報やホームページ、フェイスブックなど多様な媒体による情報発信や市長室開放事業の実施、総合案内窓口の設置などにより市民と行政との情報共有、市民参加を推し進めるとともに、職員の人事交流の活性化や職員研修の充実に取り組み、より丁寧に市民に身近な市役所づくりに努めてまいりました。次に、行財政の健全化でありますけれども、職員配置の適正化、組織機構の見直し、使用料、手数料や負担金、補助金の見直しに加え、有利な財源の確保などの行財政改革を推進をすることにより

将来の財政運営についても一定の備えを行ってきたところであります。また、名寄市の魅力の発信といたしましては、観光振興計画に基づく事業の推進を初め、台湾との交流の推進、モチ米など農産物のブランド化の推進、名寄観光大使、名寄ふるさと大使の任命など、トップセールスを含めて本市の魅力を積極的に発信をしております。今後とも市民から信頼をされる行財政運営に努めてまいります。

次に、地域の宝、財産、特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくりについてであります。本市には、自然が育み、先人たちが築き、残してくれた有形無形のすばらしい財産が豊富にあり、作付面積日本一のモチ米や国内最大級の望遠鏡を有する天文台、雪質日本一のスキー場など、国内外に誇れる地域資源であると考えております。今後もこれらの魅力を最大限に発信をし、杉並区や台湾などとのネットワークを形成をしながら海外への特産品輸出の推進や交流人口の拡大などに積極的に取り組み、地域振興と市民が地域に誇りを持つことのできる明るく元気なまちづくりを進めてまいります。

予算編成と今後の財政展望について。地方の人口減少問題、ひいては消滅自治体が発生するのではという議論が呼び水となり、地方創生による地域の活性化が国の施策として出てまいりました。まち・ひと・しごと創生法の成立によりまして、市町村版のまち・ひと・しごとの創生総合戦略、通称で地方版総合戦略の策定に努めることとされ、またこの地方版総合戦略における取り組みの事例の紹介なども国により示されているところであります。地方創生の実効的な取り組みに向けて全国知事会を初めとする地方六団体からは、従来の各省ごとの細かい補助金を寄せ集めたものではなくて、自由度の高い包括的なまち・ひと・しごと創生推進交付金、仮称でありますけれども、この創設が要望をされているところでありますけれども、実現はされておられません。現時点では、平成26

年度の国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のうち、地方創生先行型ということで名寄市は5,759万円の内示があり、補正予算を予定してございます。また、平成27年度の地方財政計画では地方創生に必要な歳出としてまち・ひと・しごと創生事業費、これも仮称でありますけれども、これを創設をし、1兆円を計上をしてございます。この財源は、半分が既存の歳出の振りかえでありまして、残り半分が新規財源を捻出したものであるとされております。地方創生の財源については、今後の議論経過を注意深く検証してまいりますけれども、自由度の高い財源が望まれるところでございます。税制改革であります。平成26年10月において地方自治体の財政力格差の縮小を図るため法人住民税法人税割の税率の引き下げがございました。2.6%の引き下げとなりましたが、この部分は直接国税に振りかわり、これがそのまま地方交付税の原資となります。法人の税負担は変更ありませんが、財政力の弱い地方の財源を確保する制度改正となりました。また、平成27年度では交付税の原資となる法定率の変更もございました。法定率を法人税で0.9%下げ、かわりに所得税で1.1%上げるものでありまして、今後想定をされる法人税の実効税率引き下げを見込み、法人税は交付税の原資として安定的なものではなく、所得税を原資として優先をしたとの判断に立ったと理解をしております。

次に、大項目2、市民と行政の協働についての小項目1、第2次総合計画の策定について申し上げます。現在の新名寄市総合計画については、平成28年度までの計画となっていることから、平成27年度から第2次総合計画の策定に着手することとしてございます。策定に当たりましては、4月から将来人口推計や各政策分野における他自治体との比較などの基礎調査を行うとともに、現行計画の推進状況についても検証を行い、これらの調査や検証結果などをもとに外部委員で構成を

する策定審議会において2年間にわたり議論を重ねていただいた上で計画の素案を取りまとめたいと考えております。私は、この第2次総合計画の策定に当たりましては多くの市民の皆様が計画を意識し、参画をしていただくこと、また市民にとってわかりやすい計画となることが最も大切であるというふうに考えております。そのために策定審議会における議論はもとより、懇談会あるいはタウンミーティングとか、多様な手法で市民との対話を重ねていくとともに、積極的な情報発信にも努めるほか、計画内容をより理解をしていただくための工夫も努めてまいりたいと考えております。

大項目2、小項目2のコミュニティー活動の推進についてでございます。町内会につきましては、住みよい地域社会を築き、協働のまちづくりを進めるための最も重要な基本的組織であると考えておりますが、近年の少子高齢化や価値観の多様化などによる地域の連帯感の低下などから役員の担い手不足、あるいは行事参加者の固定化、加入率の低下などの課題が生じているものと認識しております。本市といたしましては、これまで町内会自治活動交付金や町内会館建設費等補助金などの財政的支援のほか、未加入者の増加に対する支援として本市職員はもとより、転入者あるいは市立大学新入生への加入促進も行うなど、町内会に対する積極的な支援に努めてきております。

また、地域連絡協議会につきましては、単一町内会では解決できない課題について連携をして対応する組織として設置をしており、地域自治区を展望する組織の一つとして位置づけ、その活動を支援をしているところでございます。地域自治区等については、その組織の体制づくりなど解決しなければならない課題もありますことから、第2次総合計画の策定に向けて町内会連合会とも連携をしながら、各町内会から直接御意見をお聞きをするなど、町内会に係る課題の解消に向けた行政支援のあり方とあわせて地域自治のあり方につい

でも検討してまいりたいと考えております。

小項目3、防災対策の充実についてであります。法改正による新たな取り組みということで、この法改正とは平成25年の災害基本法の改正でありまして、この改正は東日本大震災の課題を解決すべき項目の改正や我が国で今後発生が予想される災害対策の充実や強化についての項について改正をされたところであります。代表的な改正項目でありますけれども、避難行動要支援者名簿の作成、避難所の定義の見直し、避難勧告等の基準の設定、平常時の取り組み等の東日本大震災の課題を踏まえた新たな考え方などについて改正がなされたところであります。

災害時の対応の見直しとしては、避難勧告等の基準を名寄市においても設定をいたしますので、その運用に当たって市の防災体制も各種基準、気象情報に合わせた動きと判断ができるように体制を整えていくことであります。基準運用の一例といたしましては、昨年の広島市の土砂災害、この反省から土砂災害警報情報が発表されてから避難勧告を発表するというような基準を土砂災害防止法の改正で設けられたことから、そのような体制を規定化し、整えていくことなどであり、昨年名寄市において8月の大雨の際は既にそのような避難勧告の取り扱いをしておりましたので、今回改めて規定化をし、その体制についても地域防災計画に定めようとするものでございます。このような基準の運用を行うに当たりましては、簡単に申し上げますと、各種気象情報等の発表や水防法の洪水警報等の発令に合わせて体制を整えていくということになり、防災体制の明確化を図ることになります。これらの内容は、3月末の名寄市防災会議で決定をしていくこととなります。最近の自然災害の規模の激化からも行政の対応能力を超えてきているということもありまして、関係機関の連携の上、行政のできるものと自助、共助で取り組むべきことについて住民と対話をするという試みも既に始まっておりますので、これらの

活用も検討をしております。また、これに伴い住民、町内会においても防災知識の向上や実際の避難行動について考えていかななくてはなりません。本年1月開催をいたしました緊急告知ラジオの配布説明会では、旭川地方気象台から土砂災害専門の気象官に名寄市内の全町内会を対象に防災の講演をしていただいたことは関係機関との連携の取り組みの一つでございます。これからは、防災については自治体だけでなく、このような形の住民との対話が多くなるというふうに考えております。

小項目4、都市宣言について申し上げます。本市では、非核三原則を堅持をしていくということが世界唯一の被爆国である我が国の責務であり、人類共通の願いである戦争のない世界の実現、核兵器廃絶、さらには幸せな市民生活を守るという決意のもと平成19年3月に非核平和都市宣言を制定をし、憲法記念ロードレースや戦没者追悼式、平和音楽大行進の実施、広島、長崎両市が主催をする平和首長会議への加盟、名寄戦没者追悼式や全国戦没者追悼式の黙祷に合わせたサイレンの吹鳴を行っております。

御質問いただきました非核平和都市宣言の具現化を念頭に市政執行方針で触れるべきではないかという問い合わせであります。執行方針は総合計画の施策の体系に基づき整理をしておりますが、全ての取り組みを示すということは困難でありまして、非核平和の取り組みについて触れておりませんが、宣言の趣旨にのっとり取り組みを進めることはもとより必要と考えております。市では、平和推進事業として取り組んでいるさまざまな事業について、当該事業の実施時期に合わせて名寄市広報等により市民に情報発信をしているところでありますが、今後の市政執行方針、さらには行政報告を含めて必要に応じて触れてまいりたいと考えております。

また、ことしは戦後70年の節目の年ということでもあります。本市では、この節目の年に当たり、先ほど申し上げた取り組みを継続実施をすると

もに、新たに日本非核宣言自治体協議会に入会をすることいたしました。この日本非核宣言自治体協議会は、世界の恒久平和の実現に寄与するため非核宣言をした自治体が互いに手を結び合い、努力をするということが設立の趣旨でありまして、パネルの貸し出しなどさまざまな事業を行っておりますので、これらの事業の活用等により民間団体への支援、連携も含めてその取り組みが広がるものと考えております。本市といたしましては、今後ともこの非核平和都市宣言の精神にのっとり民間団体が行う平和推進事業と協調を図る中で核兵器の廃絶、恒久平和の実現を全市民共通の願いとして事業に取り組んでまいります。

次に、大項目3、保健医療福祉行政について、初めに健康の保持増進について申し上げます。急速な高齢化や生活習慣の変化に伴い生活習慣病は年々増加をし、脳血管疾患や認知症などから介護を必要とする人もふえ続けており、医療費抑制や介護予防の視点からも高齢になっても介護をしない健康寿命を延ばすことを目的とした健康づくり対策が重要な課題となっております。厚生労働省は、2014年版の厚生労働白書で伸び続ける高齢者の医療や介護の費用を抑えるためには健康上の問題で日常生活が制限されることのない健康寿命を延ばすことが重要だということで、今後も生活習慣病の予防などに重点的に取り組む必要があると方針を打ち出しております。平成25年の健康寿命の全国平均は、男性が71.19年、女性が74.21年、平成22年と比較して延伸をしております。本市における健康づくり事業につきましては、名寄市健康増進計画健康なよろ21第2次を策定をし、市民一人一人が自分の健康は自分で守ることを基本とし、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いて生涯を通じた健康づくりができるよう事業の推進を図ることとしております。生活習慣病は、バランスのとれた食生活、そして適度な運動を取り入れるなど生活習慣



を見直すことで予防が可能と言われております。そのため、特定健診及びがん検診においては対象年齢を引き下げて30歳からとし、若年から健診を受診する習慣を持ってもらえるよう早期からの動機づけに取り組んでまいります。また、特定健診やがん検診を中心に各地域の中における健康教室、健康相談、年々参加者が増加をしております。冬の健康づくりに向けた健康体操教室の実施など、さまざまな機会を利用し、地域、団体と連携を図りながら生活習慣病予防に重点を置いた事業の展開を進めてまいります。

さらに、名寄市全体の健康増進を図っていくための取り組みとして、市民一人一人が健康づくりに関心を持っていただけるよう、平成27年度から各種検診の受診や日々の生活習慣の改善などの健康メニューに取り組む人を応援をするなよろ健康マイレージをスタートいたします。事業の目的として、1つに健康的な生活習慣を送るための動機づけを行うこと、2つに健康づくりをきっかけとしたマイレージ対象事業参加者の拡大を図ること、3つに健康を中心とした行動の継続、そして定着化、これを図るといふものでございます。4月1日現在で18歳以上で名寄市に在住をしている方を対象といたしまして、各種検診、がん検診の受診、個人の健康目標の設定と実行、体操教室、講演会等対象事業の参加、この3つの項目をクリアをすることによりマイレージの達成となり、達成者には達成賞を贈呈をして年度末には抽せん会も開催をするなど、参加をする楽しさを知ってもらい、健康づくりに対する価値観を高めさせていただくこととしております。あわせて、従来から実施をしておりますなよろ健康あるキング、これを通年化をするなど、広く健康の意識啓発に努めてまいります。

次に、病院経営の安定と今後の課題について申し上げます。議員御指摘のように、平成25年度は3億1,100万円の赤字決算で、平成26年度についても厳しい決算見通しとなっております。

平成26年度の4月から1月までの10カ月間の収益の状況は、前年度と比較をして4,300万円ほど下回っております。これは、検査等を入院から外来へ移行をしていることなどにより外来では伸びているものの、診療報酬の改定、5階西病棟の一時休床などにより入院収益の減少が大きく影響しております。また、消費税のアップにより診療材料等が上昇し、費用のほうにも影響しております。お尋ねの収支改善の対応策として収支確保策では、これまでも取り組んでいる査定減対策の強化、DPCの適正なコーディング、後発医薬品の使用率の上昇によるDPCの係数アップなど、また費用の削減では業務の見直しによる時間外の削減、光熱水費、消耗品費等の経常経費の削減などのほか、全職員によるアンケートも実施をし、業務改善などに取り組んでおります。

収益確保についての医師のモチベーション向上についてであります。収益確保の中心は医師であり、医師のやる気、モチベーションの向上は大変大きいというふうに思います。医師のやる気を引き出す一つの方法として、平成23年度から診療業績手当の創設、時間外手当の支給などの対策を実施をしております。一定の効果があるものというふうに認識をしております。また、毎年年度末に院長、事務部長と各診療科代表者との面談を実施をしております。その中で稼働額の状況や改善事項などを伝えるとともに、各診療科からの要望なども聞き入れて病院運営の参考としております。また、さらに平成28年度からは医師も含めた全職員に対する人事評価が始まり、平成27年度は制度の構築を図る必要がありますので、医師のやる気を引き出す人事評価となるよう病院当局と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、救命救急センターについてでございます。救命救急センターにつきましては、昨年8月に名寄保健所に対して事業計画書を提出をし、10月末の北海道保健福祉部の現地調査を経て、本年2月の上川北部保健医療福祉圏連絡推進協議会で救

命救急センターの選定を受けたところであります。今後は、隣接をする2次医療圏、いわゆる上川中部、留萌、宗谷、この同意を経て北海道の総合保健医療協議会、通称総医協、こちらに意見照会をして総医協の同意、了承後に北海道から救命救急センターの設置要請があり、その後市立病院から運営承諾書を提出をし、救命救急センターとしての運営が開始をされるという流れになります。

運営開始の見通しについてであります。平成27年度の上半期の開始を目指して現在医師、看護師等の人材確保に努めているところであります。

救命救急センター設置後の影響等につきましては、設置予定の救命救急センターは10床以上20床未満の専用病床を要する地域救命救急センターでありまして、ベッド数は12床予定をしております。設置後の収益についてであります。年間ベースで医業収益で5,000万円、特別交付税による措置が、これは平成26年度ベースで1億3,690万円で、合計1億8,000万円程度の増収が期待をできますが、一方で医師、看護師等の人件費は増加をします。全体での効果額はここからさらに減少をすることとなります。また、開始後の安定した運営には、第1に医師、看護師等の安定した人材確保で、次に当院で受け入れた救急患者が医療処置を施し、急性期を脱した後に院内の地域包括ケア病棟を含めた回復期、慢性期等の病院への転院がスムーズにいくように医療機関相互の役割分担が必要となってくることでございます。いずれにいたしましても、道北3次医療福祉圏の地方センター病院にふさわしい救命救急センターとなるようあらゆる努力をしてみたいと考えております。

小項目4、地域福祉の推進について。本年4月から生活困窮者自立支援制度が実施をされ、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となり、生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた自立支援事業を実施をすることとされました。本市では、事業初年度は必須事業の自立相談支援事業の充実

を図り、包括的かつ継続的な支援を実施をするために庁内連携会議を設置をし、さらには相談実施機関等との協議を実施をしてその準備を進めております。また、離職により住宅を失った方またはそのおそれが高い方で、一定の所得等の要件はありますが、有期で家賃を給付をする住居確保給付金事業を実施をしてみたいです。道内各市における生活困窮者自立支援事業の個別事業では、35市中22市がいわゆる必須事業のみの取り組みとなっております。任意事業については、比較的人口規模が大きく保護率が高い自治体に取り組む傾向となっております。本市は、保護率が都市部では全道で一番低い状況にありますが、本制度の趣旨や事業内容の市民への周知や、さらには町内会、民生委員児童委員との連携を図りながら、さまざまな相談窓口や地域での見守り等による積極的な調査を実施をしまして対象者の把握と選択事業のニーズ分析を実施をしてみたいです。

次に、生活保護ケースワーカーの増員についてであります。本市における生活保護の相談、申請、開始件数、昨年度の相談82件、申請26件、開始27件に対しまして、本年度は2月末現在ですけれども、相談98件、申請36件、開始33件と増加をしている状況です。生活保護法は、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としておりまして、本市においても一般就労による経済的自立だけではなくて、日常生活の自立や社会生活の自立に向けて面接から自立に至るまできめ細かい支援を行っております。ケースワーカー1人当たりの保護世帯数は、80世帯が標準数となっております。本市においてはケースワーカー1人当たり76世帯担当しております。現在のところケースワーカーの増員は考えてはおりませんが、保護世帯数の状況によっては今後を見据えた対応が必要と考えております。

大項目4、経済建設行政についてであります。小項目1、基幹産業の農業とTPPについてありますが、環太平洋経済連携協定につきましては

日米閣僚会合の時期が模索をされる中で早期妥結に向けた各国政府、業界団体の動きも活発化をしてきております。交渉内容は、詳細に開示をされていない状況でありますけれども、一部品目について譲歩をめぐる報道もあって生産者や農業団体には不安も広がっております。今後の展開によっては、本市農業に大きな影響を及ぼすため、市議会での反対決議、意見書が採択をされたとおりの名寄市としてはこれまで同様に反対の姿勢を貫いてまいります。国会における決議が遵守され、基幹産業である農業と市内の経済を守るためにも北海道やJA等の各種機関、団体と連携をした活動を展開してまいります。

小項目2、中心市街地のにぎわい創出についてであります。初めに、これまでの中心市街地のにぎわい創出に係る議論につきましては、一昨年4月のオープン以来よろーなを中心市街地の中核施設と位置づけ、周辺商店街へのにぎわい創出など、観光協会、商工会議所等と協議をさせていただきながら、にぎわいにつながるよう取り組んでまいりました。具体的には、観光協会へのにぎわい創出事業委託のほか、よろーなで開催をされるイベントにおいて周辺商店街での購入の動機づけを促す事業などを行ってまいりましたが、恒常的な商店街の活性化につながる取り組みにはなっていないのが現状であります。しかしながら、よろーなを中心としたにぎわいづくりは、周辺商店街の積極的な企画発案協力なくして効果的な取り組みとはなりませんので、指定管理者及び関係機関との連携により周辺商店街の皆様からも御意見を伺うなど取り組みを進めてまいります。

次に、指定管理者に選定をしたNPOなよろー観光まちづくり協会からの提案内容についてお答えをいたします。駅前交流プラザよろーなの指定管理者選定に係る事業計画の中には、施設管理、利用者へのサービスの充実に加え、よろーな館内におけるにぎわいづくり、周辺商店街との連携に係る取り組み内容について提案をいただきました。

指定管理者となるNPOなよろー観光まちづくり協会には、オープン時からよろーな館内におけるにぎわいづくりを委託をし、これまでに市内の各種団体等と連携をし、ダンスショーや秋の収穫祭、クリスマスイベント、子供縁日などを開催しております。この実績を踏まえ、館内のにぎわいづくりについてはこれまで連携してきた団体や個人の輪をさらに広げ、商店街連合会とも連携をし、新たな企画で屋外、屋上を加えたにぎわい創出事業を展開をする計画としております。また、周辺商店街との連携による取り組みについては、よろーなが中心市街地の拠点施設であることを再認識をした上で周辺商店街を常に意識をしたイベント企画を検討し、どのように人が流れて、それによって商店街との連携が可能であるかについて商工会議所、周辺商店街との協議の場を持ち、商店街のにぎわいづくりに貢献できるよう努力をしていく旨の提案をいただいております。

次に、観光協会を中心とした民間の力によるにぎわい創出事業費などへの財政支援についてお答えをいたします。具体的ににぎわいづくりの事業内容については、指定管理者であるNPOなよろー観光まちづくり協会が今後関係機関等との協議を踏まえ、取り組むこととなりますが、本市としても積極的に協議に参加をし、検討してまいりたいと考えております。また、中心市街地のにぎわい創出が奥村議員が言われる民間の力が主となって取り組むべきであるとした考え方については、市としても同じでありまして、オープンから2年後に中心市街地のにぎわい創出事業も含めて指定管理方式を導入することとしたものでございます。したがって、周辺商店街との連携事業を含めた指定管理に係る予算措置を予定しておりますが、新たに周辺商店街等が中心となつてにぎわい事業に取り組む場合については現在の中小企業振興条例の中でも街なかにぎわい事業等の支援制度がありますことから、これらの目的等に沿った事業内容を検討し、活用していただきたいと考えて

おります。

小項目3、観光の振興について申し上げます。  
平成24年度にスタートいたしました名寄市観光振興計画ではありますが、4年目の平成27年度から2年間で収穫期と定めておりまして、観光入り込み客数を平成22年度から25%増加をさせることを目標に掲げております。当市の観光入り込み客数は、現時点での公表数値としては平成22年度が約58万7,000人、23年度が60万7,000人、24年度が53万4,000人、25年度が39万3,000人と推移をしております。道の駅、道立サンピラーパーク、天文台といった主要観光交流施設が観光振興計画策定前にオープンをしたことなどから、映画「星守る犬」が全国公開をされた平成23年度には平成22年度比で3.4%増加をしたものの、その後平成24年度には9%、平成25年度33.1%とそれぞれ減少しているものと推測をしておりますが、この統計のとり方や連続性など若干精度に欠ける部分もありまして、今後さらなる精査を要する可能性があることを認識をしております。このようになかなか厳しい状況ではありますけれども、昨年発行されました絶景をテーマとした2冊の書籍に当市智恵文地区のひまわりが大きく掲載をされるなど、今後の交流人口拡大が期待をされるひまわり観光、B-1グランプリ全国大会出展を果たしたご当地グルメ、なよろ煮込みジンギスカンによるさらなる発信、近隣市町村との広域連携による教育旅行の受け入れの推進などにより、今後2年間で目標を達成できるよう努めてまいります。

煮込みジンギスカンについてのお話がありました。名寄の知名度向上を図るための宣伝ツールとしてなよろ煮込みジンギスカンを活用し、さまざまなPR活動を行っている第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊は、市内でジンギスカンにかかわる食材提供店、外食産業事業者、その他関係機関で構成をし、オール名寄体制でまちおこしに取り組んでおります。B-1グランプリは、一般社団法

人B級ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会、通称愛Bリーグが主催をする全国規模のまちおこしイベントでありまして、愛Bリーグ本部加盟団体である約60のまちおこし団体しか出展をすることができませんが、ジンギスカン艦隊のこれまでの活動実績が認められ、本年度から本部加盟団体に昇格し、昨年10月、初めて福島県郡山市で開催をされました全国大会B-1グランプリ in 郡山に出場することができました。B-1グランプリ in 郡山では、各まちづくり団体がさまざまな趣向を凝らして各自治体の地域のPR合戦が行われ、ジンギスカン艦隊はあすばLOVEを初め市民ボランティア、ニチロ畜産株式会社の社員など39名で参加をし、1万部のパンフレットの配布、さらにはテレビを初めとするマスメディアでの紹介など、名寄市の知名度向上に大きく貢献をしていただいております。官民一体のまちおこし団体であるジンギスカン艦隊にとって愛Bリーグ本部加盟団体として認められること、またこのような全国規模のまちおこしイベントに出展をして名寄をPRできることは、ボランティアで参画をしているメンバーのモチベーション向上と一体感の醸成に大きく寄与しております。また、当市に工場を持つニチロ畜産株式会社が平成25年10月になよろ煮込みジンギスカンを商品化いたしました。愛Bリーグの本部加盟団体になったことでB-1グランプリ公認商品として認定をされまして、本年2月から商品パッケージにB-1グランプリのロゴマークも使用することができ、今後さらなる売り上げ向上、そして名寄の知名度向上が期待をできるところであります。今後も継続をしてB-1グランプリに出展をし、より一層名寄の知名度向上、そしてまちおこしを官民一体のオール名寄体制で取り組んでまいります。

大項目5、教育行政の中で小項目2の名寄市立大学の今後の課題と展望について私から答弁をいたします。ケアの未来を開くという名寄市立大学の理念を具体的に申し上げますと、保健、医療、

福祉の連携と協働、地域社会の教育的活用と地域貢献と言えます。また、これらを大学の目標に置きかえますと、地域社会を支える保健、医療、福祉の分野で活躍をできる専門職の養成、大学の知的資源や教育研究の成果を地域に還元をし、大学を中心としたまちづくりを進めること、市民への生涯学習の場を提供すること、特に地域の保健、医療、福祉の専門職に対する生涯学習の場を提供し、連携、協働を進めることとなります。大学は、学部再編により栄養、看護、社会福祉、そして社会保育の4つの学科構成となることにより、学科間連携と切磋琢磨によって新しい知見の獲得と技術の開発が可能となり、ケアにかかわる質の高い専門職養成を目指すことができるものとしております。また、道北地域研究所と地域交流センターの組織統合を進めることとしておりますので、地域との連携、協働による課題解決を探り、地域貢献を進めていくことが可能になると考えております。本年2月10日及び12日に開催いたしました名寄市立大学の未来を語り合う市民説明会では、さきに申しあげました大学の理念に基づいた大学の使命と目指す方向及び大学が担う地域貢献の姿を説明をさせていただきました。具体的に申し上げますと、質の高いケアの専門職養成を使命とし、人材の地域貢献、研究の地域貢献、教育の地域貢献による地域からケアの未来を開く名寄市立大学を目指していくことを説明をさせていただきました。また、道北地域研究所と地域交流センターの組織統合を進めて地域振興、ケア開発、地域交流、この3つの視点から道北定住圏域における住民生活の安定、安心の確保への貢献を目指すこととしております。私は、大学には市民の皆様にお示しをした姿を追求するために総力を結集してほしいと考えておりますし、もちろんこの姿の実現に向けては市の組織や関係機関、市民との連携、協働の実現と大学として総合力の向上に努めていただくよう求めてまいりたいと考えております。

以上、私からの壇上の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私のほうからは、大項目5の教育行政について、小項目1の小中一貫教育についてお答えいたします。

議員御指摘のように、中1ギャップを初めその他のさまざまな教育上の課題に対し、小中学校の円滑な接続を図るため全国各地で小中連携、一貫教育が推進されるようになりました。その取り組みの主な成果としては、不登校の出現率の減少、学力の向上、児童生徒の規範意識の向上、教職員の指導方法改善の意欲の高まりなどが報告されているところでございます。また、今後国では（仮称）小中一貫教育学校の制度化を目指すとのことでもありますから、当市におきましても小中一貫教育に関する調査研究を進めていく必要があります、本市のそれぞれの学校や地域の実情、要望等を踏まえた上で小中一貫教育が実施できる地域を指定して取り組みを進めてまいりたいと考えたところでございます。智恵文小学校と智恵文中学校につきましては、従前より地域の人、物、自然を生かした特色ある教育活動に取り組み、子供たちの生きる力の育成に大きな成果を上げてきているところであります。また、運動会、体育祭を合同で実施したり、小学校と中学校のPTA組織を一体化したりするなど、小中連携や学校と地域の連携が進んでいると認識しております。さらに、智恵文地区の学校は、小規模の小学校1校と中学校1校であり、一層連携を深めるための条件が整っていることから、将来小中一貫教育を推進する素地は十分にできていると考えております。また、智恵文地区の住民の皆様方からいただいております要望書の中では、小学校、中学校においては単に併置にするのではなく、義務教育9年間を見通した小中一貫教育とし、さらなる子供たちの成長を促したい旨の要望が上がっております。このように小中一貫教育に関する国の動向や教育委員会としての考え、また智恵文地区の皆様方の要望やこれまでの智恵文小学校、智恵文中学校の地域に根差した

教育活動の推進状況などを総合的に捉え、智恵文地区において本市の小中一貫教育のモデル的な取り組みを進めることにいたしました。智恵文小学校、智恵文中学校には、これまでの小中連携の取り組みの成果と課題を踏まえ、生きる力を確実に身につけさせるために地域や小規模の特性を生かしながら義務教育9年間を見通した教育目標の設定と教育課程の編成、9年間を見通した学習規律、生活規律、ノート指導などの指導方法、小中学校の教員の指導力を互いに効果的に生かす指導体制のあり方等について研究を進めていただきたいと思います。また、その取り組みの成果を他の学校や地域に還流し、他の地区における小中連携の取り組み等の充実を図ってまいりたいと考えております。そのため教育委員会としては、小中一貫教育の先進校、先進地域の情報収集や教員の研修派遣、9年間を通じた教育課程の編成に係る指導助言等の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、市内の全小中学校での一貫教育の取り組みの方向性についてお答えいたします。各地で小中連携、一貫教育が進む中、本市におきましても4つの中学校区を単位として小中連携を推進し、小中合同の行事、小学6年生の中学校体験入学、中学校教員による小学校への出前授業、参観日の授業参観交流等の取り組みを通して小中学校の円滑な接続を図っております。本市で取り組んでいる小中連携は、小中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育のことでございます。これは、小中学校がそれぞれの児童生徒の学習や生活の実態について共通理解を図る場を設定したり、互いの行事等で交流したりするなど、双方にとって教育効果が期待できるところから部分的に行うことができます。また、小中一貫教育は、小中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育のことであります。したがって、小中学校が教育目標や教育課程をともに作り上げる取り組みや双方の教員の指

導体制や施設設備の活用に関する条件整備などが必要となり、小中連携と比べて導入に当たっては検討を要する課題が多くあります。例えば教育課程の編成では、地域において育てたい子供像について関係者が議論し、それを実現するための一貫した教育課程を小中学校が協働して編成することが必要であります。その際に義務教育においては全国どこの学校に行っても同じ教育が受けられることを担保すべきであり、小中学校段階で転校する児童生徒が一定数おりますことから、一貫教育実践校と通常の小中学校で教育内容が大きく異なることがないように工夫する必要があります。教員の指導体制や施設設備の活用に関する条件整備では、小中学校の教員が指導のあり方について共通認識を持った上で乗り入れ指導を行い、小学校高学年から教科担任制を一部導入して指導したり、小学校から進学した生徒を見守りながら指導したりする取り組みが大切であります。しかし、乗り入れ指導の実施により教員の負担が増加するので、日常業務のあり方を見直し、効率化させる必要があります。また、校地、校舎が離れた場所にある小中学校、または隣接していても小中学校が異なる校舎である場合には、乗り入れ指導等の実施やそれに関する教員同士の研修、打ち合わせなどに校舎間の移動にかかる多くの時間を要することになります。そのほか校地、校舎が離れた場所にある小中学校では、合同行事等を行う場合には児童生徒の交通手段を確保し、移動ルートの安全に配慮する必要が出てまいります。このように小中一貫教育の推進に当たってはさまざまな制約や課題があります。本市の場合、例えば名寄東中学校には4つの小学校から子供たちが入学してまいりますので、一貫した教育課程の編成や校舎間の移動などにおいて多くの課題が出てまいります。したがって、当面は智恵文地区で小中一貫教育の取り組みを進め、その成果を各地区の学校で共有することを通して小中連携の取り組み等の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、小項目3、地域文化の創造についてお答えいたします。市民文化センター大ホールEN-RAYは、市民待望の施設として市民がすぐれた文化芸術に触れる機会の充実とより主体的、創造的に文化芸術活動が行える環境の整備を目的に事業を進めてまいりました。文化芸術の拠点、市民コミュニティ醸成の場との表現は、事業の基本設計段階からの方針であり、変わらずに示してきたキーワードであります。まず、文化芸術の拠点とは、市民会館大ホールの役割を受け継ぐ施設として市民文化センターと一体的に運用することにより、市の施設の中で最も整備された設備と機能を生かしてすぐれた文化芸術の鑑賞や創造の場となる事業を展開するこれまでにない新たな拠点を目指しているものであります。そのためには、貸し館のためだけの施設とならないよう、文化芸術にかかわる情報と市民のニーズを把握し、地域に合った振興策を推進する総合プロデューサー的な人材を配置し、幅広い自主企画事業を実施することで活力ある文化ホールとしていきたいと考えております。また、文化芸術を理解し、実践することのできる事業協力者やマナーを理解した鑑賞者の育成についても取り組んでいきたいと考えております。さらに、次世代を見据え、幼少期から文化芸術に触れる機会を設け、心の豊かさを醸成する施策も検討してまいります。次に、市民のコミュニティ醸成の場とは、現代の公共ホールには地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能も求められており、施設を活用し、地域に一步踏み出した事業を創出することでさまざまな世代の市民が集い、憩い、触れ合う場所とすることを目指しているものであります。そのためには、文化芸術の拠点としての活動基盤としながら、施設に集う人々によるにぎわいの創出やさらなる相乗効果を発揮するため、近隣の団体や関係機関、道内の類似規模施設とも共同制作や巡回公演等の事業を展開してまいりたいと考えております。また、市民参加型事業や貸し館事業

などにより、企画、出演、観覧などの多くの方々の利用を促し、文化芸術を中心とした新たなコミュニティが形成されていくことを期待しているところでございます。

次に、開館後の運営の方向性とメイン事業についてであります。運営の方向性として最も基本となるのは、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の趣旨を酌み取り、新たに制定いたしました名寄市文化芸術振興条例に則した運営を行うことと考えているところでございます。劇場法の趣旨は、文化施設の機能が十分に発揮され、地方においても多様な実演芸術に触れる機会を提供することであり、条例では市民全体の多彩な文化芸術活動を支えることにあります。この基本的な考えのもとで、1つ目は市民や団体の活動支援、技術者や演奏家を育てる活動、2つ目には多くの市民がすぐれた文化芸術に触れるための見せる活動、3つ目には地域の伝統的な芸能を継承、発見する活動、4つ目には創造、発表の場として新しい個性を創造する活動、最後5つ目にはホールの役割としての社会的包摂とアウトリーチ活動、この5つの視点を大切にしたい運用を目指しております。大ホールで実施される主な事業は、自主事業と貸し館事業に大別されますが、どちらの事業においても（仮称）市民ホール整備事業の中で設計されてきた音楽を中心とした多目的に利用できる施設としての特徴を生かした事業が展開されると考えております。メインとなる事業について具体的に申し上げますと、647席の座席と整備される備品や設備の面から音楽や演劇などの分野が中心になると考えております。5月9日の開館記念式典を皮切りに、5月17日に開催の名寄市民で第九を歌う会、9月13日に開催予定の名寄市民劇など各実行委員会が主催される提携事業や6月5日に開館記念事業として開催する札幌交響楽団、小山実稚恵特別演奏会などの準備を進めているところでございます。

続いて、小項目4の生涯スポーツの振興について

てお答えいたします。教育行政執行方針におきましては、平成32年に東京オリンピック、パラリンピックが開催されることに伴い国内全体でスポーツに対する関心が高まっていることと平成24年12月にまとめた市民のスポーツ環境・意識調査においてもスポーツや運動の必要性と継続性、機会や場の創出の大切さが指摘されておりますことから、引き続き市民皆スポーツを目指してスポーツ施設の整備や改修など環境整備に努めることをお示ししております。市内の施設における近年の主な改修整備につきましては、平成24年度に名寄市テニスコートの表面改修、平成25年度に名寄B&G海洋センターのボイラー更新、名寄市営球場の観覧席修繕と塗装及びバックスクリーンの塗装、平成26年度にピヤシリシャンツェのリフトワイヤ交換と8月5日の大雨災害によるリフト運転室及び人工芝等の復旧となっております。その他、スポーツセンターのトレーニング室に配備の各種機器を随時更新してきております。今後の予定といたしましては、平成27年度にピヤシリシャンツェのリフト滑車軸組の交換、風連球場のトイレの更新、平成28年度には南小学校にスケートリンクを移転する準備を進めているところでございます。

日進地区の再整備基本構想につきましては、平成4年に策定されましたピヤシリヘルシーゾーン構想基本計画に基づき進められてきた各種事業について、道立サンピラーパークの整備やスキー場の利用低迷、温浴施設の老朽化などから利用状況が変化していることを背景に見直しを行うことを主眼として策定されたものとなっております。構想では、スキー場エリアと健康の森道立公園エリアの2つのエリアに分けて行い、各エリア内にあるスキー場や陸上競技場などのスポーツ施設について改修整備の必要性などを示しておりますが、市全体のスポーツ施設整備や社会教育中期計画との関連及び必要度や優先度などの点で整理ができておりません。したがって、現時点でお示し

できる施設整備計画には至っておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、合宿誘致のこれまでの取り組みと成果、今後の展望についてお答えをしたいと思います。合宿の誘致の取り組みにつきましては、交流人口の拡大、情報発信やPR活動、スポーツの振興などの担当が分かれており、庁内で関係する部署の連携により合宿受け入れ庁内検討会議を設置して協議を行い、取り組んでおります。今年度は、一般財団法人地域活性化センターの補助金を一部活用して取り組んでまいりました。7月には合宿アドバイザーを招聘し、現在のスポーツ施設等の評価や今後の合宿受け入れの方向性に関する有効なアドバイスをいただき、観光交流振興協議会交流部会も参加して意見交換を実施いたしました。8月にはアドバイザーの助言により、2015世界女子カーリング選手権札幌大会や2017冬季アジア札幌大会に向けた海外チームへ誘致活動を行い、11月には北海道知事杯カーリング大会に参加する形で韓国女子ジュニアカーリングの2チーム12名が合宿し、1月にはミニ合宿モニターツアーにアルペンスキー1チーム12名を、北海道ジュニアカーリング名寄合宿には14チーム74名を招致いたしました。また、今後名寄市で開催が見込まれますジュニアオリンピック大会、全国中学校体育大会に向けて、ことしの開催地であります新潟県、青森県や秋田県で運営体制、合宿等の受け入れ態勢等の現地調査と合宿誘致のPR活動を行ってまいりました。成果といたしましては、今回合宿で来ていただいた選手やコーチから競技施設や宿泊施設等の改善点や要望などについてアンケートの調査を行い、宿泊施設に対する要望などが出されました。その中でアドバイザーからは、冬季のスポーツ施設を活用し、恵まれた環境などを生かしたスポーツの合宿誘致が有効との意見をいただきました。また、北海道ジュニアカーリング名寄合宿に合わせて名寄市利雪親雪推進市民委員会が主体となり、名寄地域スポーツフォーラム



が開催され、スポーツの振興、選手の育成、合宿誘致に関してさまざまな角度から多くの意見や提言があり、市民の関心も高まりました。海外チームへの誘致活動を行った結果では、世界女子カーリング選手権札幌大会に向けた事前練習のために現在本市においてロシアチームが合宿しているところでございます。今回の取り組みでは、関係団体や民間施設の協力をいただき、誘致活動の中で新たな市とのつながりができたことも成果でありました。今後の展望といたしましては、今後名寄市で開催される全国中学校体育大会、スキー大会やジュニアオリンピック大会、そのほかに2017冬季アジア札幌大会や2018冬季オリンピック平昌大会などの開催を機にスキー、ジャンプ、カーリング種目に特化した合宿誘致が有効と考えております。また、名寄の地域の恵まれた環境や施設の優位性を生かした合宿、大会誘致を進めることにより交流人口が拡大され、地域への経済効果をもたらし、まちの活性化が図られると考えます。そのためには、競技団体や体育協会、宿泊施設などの関連する皆さんと行政が連携して役割分担を明確にするなど、オール名寄体制で取り組む組織を再構築し、合宿を推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） ありがとうございます。ちょっと項目が多くて大変だったというふうに思いますけれども、もしかしたら私の聞き漏らしかもしれませんが、お答えをいただいている点がちよっとあったかというふうに思いますので、それについて先にお伺いをしたいというふうに思います。

コミュニティ活動の推進の中で、質問項目では町内会同士の連携が進んでいたりするところがあるので、地域自治体を展望しながらモデル地区の取り組み、その考えについてということで一応質問項目挙げていたと思うのですけれども、それ

について回答があったかどうか、その分についてのお答えをいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地域連絡協議会のあり方と地域自治体等の展望ということで、その中で先行地区についてモデル地区での選定をというお問い合わせ、答弁漏れていたかもしれません。申しわけございません。

少しお話をさせていただきましたけれども、地域自治体についてはその組織の体制づくり等にいろいろと解決すべき課題も多くあるというふうに認識をしております。これらについては今後の第2次総合計画の策定が新年度からスタートしていくと、その中で議論をしていく、そのことの議論の中でもこのモデル地区のあり方については検討していきたいというふうに考えております。平成25年度からこの地域連絡協議会の活動をより積極的に行っていただきたいという、そんな思いも、あるいは町内会同士の連携もということで、この地域連絡協議会の活動交付金を一部改正をしまして上限を引き上げる等の措置をさせていただきましたが、今年度平成26年度についても例えばきょう東地区の皆さんたくさん来ていただいています。非常に東地区あたりは活発な事業に取り組んでいただいています。防災訓練でありますとか盆踊り、あるいはお餅つき、先般のスノーランタンフェスティバルと、地域連絡協議会の活動交付金の拡大によってこうした活動が助長されたことも一部あるのかなというふうにうれしく思うところであります。いずれにいたしましても、このことについてはしっかりとまた総合計画の中で非常に大事な問題でありますので、議論をしていきたいと、その中でモデル地区ということも検討の中に当然加えさせていただきたいというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） せっかく今お答えいただきましたこの点について、市長からもありまし

たように東地区では既にいろんな取り組み、町内会ごとの連携も含めて進んでいます。ただ、課題にもあったように役員の担い手、あるいは財政的な裏づけというのがそういう意味ではまだまだ不十分、そういう点を今後の第2次の総合計画の中で議論をしていくということでありましてけれども、一定解決そういう意味で事前にできる分もあるかというふうに思います。計画できなければ取り組めないということでもないというふうに思いますので、モデル的な事業については全体、一遍に地域自治区確立をしていきますというよりは、1つずつ地域調整していくということも手法としてはあるかというふうに思いますので、そういう意味ではできるところから進めていくというのもぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

それでは、最初のほうに戻りまして、地方創生にかかわって少し質問させていただきたいというふうに思います。地方創生の関係で具体的に市長が期待する点については何かということでお伺いをしたというふうに思います。例えば答弁の中にもありました国からの情報の支援だったり、人的支援だったり、財政的支援だったりということでの支援策が打ち出されてきているというふうに思います。特に市長がそれらの中で期待するものというか、があれば市長のお考えをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回の地方創生は、ざっくりと言うと地域ならではの戦略を策定し、それに国が呼応する形で新型交付金で応援すると、こういう形になっているのだというふうに思います。そういう意味では、財政面での期待もするところでもありますけれども、もう一つ、私はこれいつもお話ししているのですが、この機会にしっかりと具体的な目標を市民みんなで共有をしてこういう方向に行くのだという、みんなでまちづくりを活気づけていく一つの大きなきっかけにしていきたいというふうに考えているところであります。

す。そのために、時間はないので、なかなか十分な議論できるかわかりませんが、当然本部を立ち上げましたので、そこでしっかりとデータに基づいたたたき台をつくって市民の皆さんとよくすり合わせをしながら、できるだけ早急に、しかし非常にこの地域ならではの夢が持てる戦略をつくっていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） まず、戦略づくりということが必要だということで、それに向けての本部が立ち上げをされたというふうに思います。市長から今ありましたように、市民の皆さんと一緒にやっていくのだということでもありますから、そういう意味では取り組む段階で少し市側が足を使ってというか、とりわけ懇談会なり、そういったことを少し多目に、時間がないということではありましたが、やる中で直接市民の皆さんの声を聞く、あるいは考え方を共有することがその中ではできるというふうに思いますので、そういった取り組みをぜひ進めていただきたいというふうに思いますけれども、この間パブリックコメントなり、そういった取り組みはされていますけれども、直接の対話の中でいろんなことが進んでいくというふうにはなっていないのかなというふうに思っていますので、その辺について市長の考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ぜひともしっかりと市民の皆さんと対話と連携をもって進めていきたいというふうに思います。一方で、この創生戦略はスピード感も国に求められていまして、非常に大変だなというふうにも思います。できる限り早急に我々としてもしっかりとたたき台をつくって、市民の皆さんにお示しをして議論をして対話をしていくということをやっていくことに尽きると思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） さらに、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に生かしながらということで、将来にわたっての自律的で持続的な地域社会を創造できる取り組みというふうにおっしゃっていますけれども、具体的に例えばこういうことだとか、想定がもしあるとすれば、あるいは国のほうのメニューとか、導きや何かも出ている部分もあるというふうに思いますけれども、そういった想定がもしあるとすればお聞きしたいというふうに思いますけれども、具体的にはどうですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでずっと言い続けてきていることです。例えばまずは大学の問題でありましょう。全国で86の公立大学の中でも一番北にあって、そして所在自治体としては一番人口の少ない名寄市だということでありまして、この大学があるという財産は地域にとって非常に大きなことであると、これを今年度一部4年制化も含めた大学の改革を行うわけでありまして、これに呼応する形でよりこの大学が地域に、名寄市だけでなく広域的に地域に貢献ができるように地方創生のまさに核となってもらいたいというふうに願っておりますし、病院だとか、あるいは冬、雪、冬季スポーツ、自衛隊、名寄ならではの名寄でしか持ち得ないさまざまな財産があります。これを有機的に生かしていくことで、ほかの地域には描き得ないすばらしい戦略ができていけるというふうに考えているところであります。しかし、具体的には市民の皆さんとしっかりと議論しながら進めていくことになろうかなというふうに思います。また、加えて地方創生は子育て支援だとか、若者定住、雇用の関係だとか、そうしたこともありますから、そうしたきめ細かい定住促進や子育て支援の政策もこの中に織り込んでいくことになっていくのだろうというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 今市長から少し具体的

な部分も出されました。そういったことを市民の皆さんに訴えながら、言われたようにみんなできり上げていく、戦略をつくり上げていくということが必要だというふうに思います。あわせて、やはり総合計画との整合性、そういったことも考えていかなければならない分あるというふうに思いますので、そういう意味では期待することもありますけれども、少し検証も含めて慎重な対応も含めて名寄版の総合戦略を進めていただくよう求めておきたいというふうに思います。

次に、市政運営の根幹にかかわる点について少しお伺いをしたいというふうに思います。市長の答弁の中で私自身もなかなかぴんとこない分あるので、民間会社の発想で取り組んだ点というのがあったというふうに思います。具体的にこれについては民間的発想でやったよというのがあれば、先ほども行政サービスの向上であったり、健全化であったりということで例も挙げられましたけれども、例えばこういう取り組みというのがいわゆる民間的な発想だよということを少し説明いただければというふうに思いますけれども、お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 答弁させていただいたとおりなのでありますが、行政サービスの向上、あるいは行財政の健全化、名寄市の魅力の発信ということで、こうしたことを民間的発想で行ってきたと、こういうことであります。サービスの質の向上ということで先ほどもお話ししたとおり、常に職員の皆さんには市民は顧客であると、それと市民が主役であると、こういう意識を共有しようと、そのことでしっかりと公共サービスをしつかりと市民の皆さんに提供し、市民の皆さんもそのことによって協働のまちづくりの一員として行政に信頼感を持ちながら、さらにまちづくり推進をしていくのだと、そういう心がけをしつかり持っていこうと、そんな話をしていますし、行財政の健全化については先ほどもお話ししたとおり

でありまして、これまでもあらゆるコスト意識、さらにはさまざまな有利な財源等に配慮をしながら進めてきたつもりでありますし、名寄市の魅力発信ということで行政ではなかなか持ち得ない営業という発想を組織の中の名称にも取り入れて市民みんなでこの名寄市を営業していこうと、そういうことも常々お話をし、これに向けて取り組んでいるところであります。よろしゅうございましょうか。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） もう少し例えばこれが民間的発想になるのだよということもお知らせをいただければよくわかるかなというふうに思ったのですが、あれですけれども、行政のいろんな取り組みからすると民間的発想ということが本当に、やっているよというふうに説明ができていかなというか、そういうふうにちょっとと思います。具体的な情報発信の関係や何かも含めて、別に民間的発想ではなくてもやれるというか、やっていることでありますし、殊さらそういうふうに言わなくてもいいのかなというふうに思います。例えば民間的発想ということでいうと、昨年市のほうの協力もいただきまして、名寄岩関の100年の生誕記念事業やらさせていただきました。実行委員会という形でつくらせて、私もその一員として事務局を担わせていただきましたけれども、多くの市民の皆さんの御協力をいただいて取り組みができました。もちろん名寄岩関の魅力であったり、あるいは財産ということになるというふうに思いますけれども、そういったものを活用させていただきました。さらに、実はそれに少し磨きをかけた分もあったというふうに思います。親族の方との新たな連絡、コンタクトもとれたりしましたし、名寄においでいただいたり、そういったこともできました。そういった取り組み、また昔の人が名寄岩の型をつくって煎餅をつくっていました。そ

れを民間の方、お菓子屋さんに御協力いただいて復活をしてみたり、そういった取り組みができました。そういった取り組み自体がそういう意味では民間的な発想でできたものだというふうに思っています。9月27日メインでいろんな事業取り組みさせていただきました。本当に皆さんにも来ていただいて大変ありがたく思っているところですが、実はその後も名寄岩関の関係では、市長御存じかというふうに思いますけれども、名寄の食材なんかを使ったちゃんこ鍋を取り組んでいこうというか、そういった流れになって、まだ少し具体的になってくるには時間もかかるようでもありますけれども、既に名寄岩関ゆかりの相撲部屋のところとのコンタクトもとれたりしながら、そういった事業が進もうとしています。そういったことが民間的な発想の例だというふうに思っているのですが、先ほど言いましたように行政側として殊さら職員に民間的発想を押しつける必要は何もないというふうに、市長がふだんからやっていることがもしかしたら民間的な発想でやられていることだというふうにも思いますし、そういったことで行政運営するのであれば問題はないというか、そういうことかと思えますけれども、市民の皆さんとやはり信頼関係をいかに持って行政運営をするかということが一番大事であって、そのことをしっかりしていただきたい、するべきだというふうに思いますので、そのことについて申し上げておきたいというふうに思います。

それから、先ほど、今の答弁の中でも市民は顧客ですよというふうな言葉ありました。市民が主役であるということについては、これは従前からそういう考え方、対応しているというふうに思いますし、理解できますけれども、市民が顧客だということであるとすると少し意味が違うのではないかなというふうに思っています。言葉の意味からすると、余り適切な表現ではないのではないかなというふうに思いますが、市長は顧客の意味というのはどういうふうなことで市民の皆さんを

顧客というふうに言っているのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） いろんな方から、学者さんも含めて行政サービスは究極のサービス業であるというお話ありまして、常に私もそういう言葉使わせていただいています。市民の皆さんがこの役所に来ていろんなサービスを受ける、さまざまな場面で公共サービスを受けると、そういう意味では我々職員はそうした行政サービスを提供するという意味で、市民の皆さんにそういう立場でお客様という感覚を持って接すると、当たり前のことだというふうに思います。その奉仕やサービスの中で市民の皆さんも意識を高めて、我々も市民の一員としてしっかりとまちづくりに参画をしていくと、その信頼関係の醸成の中から協働のまちづくりが昇華をしていくと、そういうことなのだろうというふうに思っています。そのことを常にいつもお話をしていますし、市民に対して我々の市の役所という組織は1つしかないのに、民間みたいに2つ、3つあるところではありませんから、そうした意味ではしっかりと横柄にならずに市民の皆さんの立場に立ったサービスを心がけるように私も努めておりますし、職員の皆さんにも事あるごとにそういったお話はさせていただいているということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） お客様だという感覚ですよという、そういう言い方だとすれば、そういう意味では理解できる分もあるのですけれども、職員全員が市民は顧客だよということ、感覚というのと顧客というのとでは単なる言葉のあれではなくて、中身も随分違うのではないかとというふうに思うのです。顧客という意味を調べていくと、潜在的に購買の意思や能力のある人、ひいきにしてくれるお客であったり、お金もうけするために何らかのものを提供してくれる人というふうな、そういったところにいつてしまうのです。だから、

こういった公の文書の中で顧客という形での市民の皆さんの捉え方というのは適切ではないのではないかとというふうに思うのです。名寄市の自治基本条例の中にも第2条の中で「市民とは、市内に居住する者、市内で働き、若しくは市内の学校で学ぶ者又は市内においてその他の様々な活動を行う者若しくは団体をいう」、それから地方自治法の中でも第2章で「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」ということで規定されていて、公平、平等に対応も受ける、義務も果たすというふうになっていると思うのです。顧客、お客さんということだとすると、先ほどもあったように一部該当しない人が出てくる、気持ち、そういう考え方でいきましょうということであれば、そこに分け隔てがないよということではそうかもしれませんが、文言でこういうふうに出てくると、市側からの文言として出てくると、そういう意味では市民目線でもちょっとないというふうに思いますし、私は顧客だったりお客さんではなくて、やっぱり市民の人はパートナーではないかというふうに思うのです。そういうふうな言い方すべきだというふうに思うし、ある人からいうと会社に例えれば社員というか、一緒に事業をやっていく職員というのがありますけれども、市民の皆さんもそこに一緒に属して事業を行っていく、その中で例えば苦楽をともにするというのは変かもしれませんが、そういったことをしていく、そういった立場にいるのであって、顧客という意味とはちょっと違うのではないかとというふうに思うのですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 公共サービスを受けるという観点からすると、市の職員から見て市民の皆さんはお客様であると、全く問題ないと思います。その中でもう一つ、協働のまちづくりの市民は一員であるということもしっかりと理解をするとい

うこと、これは当たり前のことでありまして、そうした市民の皆さんと我々職員との関係の中から信頼が生まれ、協働のまちづくりがさらに昇華をしていくという説明を先ほどからさせていただいているところであります。憲法15条には、公務員は全体の奉仕者ということをやっております。そういう意味では、そうした奉仕の精神を持って我々は常に職務に邁進していかなければならないのではないかとこのように思うところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 市長が今言いました公務員は国民の奉仕者だということからすると、顧客という言い方は全く上から目線になっているだけで、ちょっとやっぱり市長が言っている中身については理解ができません。年度当初の執行方針でありますから、ここについては少し、これまでも顧客というふうな言い方はされていないのではないかとこのように思います。今回改めてそういう形で出てきた、それは何か意図があるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 平成26年5月の所信表明でも民間会社発想での行政運営と、私は市の仕事は市民の幸せをつくることであると考えており、職員全体に市民は顧客であり、市民が主役であるという意識を共有し、親切で丁寧な住民サービスを行うとともに、コスト意識と現場重視の姿勢の徹底を図りますというふうに申し上げているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 顧客という考え、市長変えないようでありますけれども、そういう意味では市民の皆さんに対して公平公正であるということについては当然のことだということに思いますけれども、それについて確認をしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 当然であります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） それでは次に、地域の宝、財産、特色へのこだわりということについて少しお伺いをしたいというふうに思います。

本市には自然が育み、先人が築いてくれた有形無形のすばらしい財産が豊富にあるという、そういった認識だということに思いますけれども、この財産や資源というのは、その活用、利用するということがいいことだということに思いますけれども、単に活用、利用だけでなく、やっぱり実際財産磨くということが大事だということに思います。先ほどちょっと例も挙げましたけれども、そういう形でしていくべきで、利用、活用するには少しふだんからの手入れとか、そういうことも必要だということに思います。名寄は、自然が豊かということだったかということに思いますけれども、とりわけ自然については守り育てるということも必要ではないかということに思います。ひとつ森をそういう意味でつくるということでもいいのかということに思いますけれども、例えば市民植樹の日みたいな、そういうのを設けたりしながら市民全体で取り組みを進めるということもあるかということに思いますけれども、そういったことについてどういうふうにお考えかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでも民間団体の皆さんと協力をしながら、毎年智恵文の北山でしたか、植樹祭をしておりますし、また2年前か3年前ぐらいからでしたか、健康の森で子供たちに課外授業的な形の中で植樹を、苗になる前の種の段階からそうしたことを取り組んでいこうというような施策も行われていると。風連地区においては、長くずっと続けられている子供たちの事業もあるということですので、こうした木に親しむ、自然を大切にするという活動はこれまでも継続的あるいは発展的に行ってきたというふうに思いますけれども、さらにいろんな御意見も聞きながら、こうした意識の醸成は大切だということに

思いますので、やっていきたいというふうに思います。

きのうでしたか、市民の有志の方から健康の森を中心とした自然の何年間かの記録をまとめた映像を寄贈していただきまして、これを各小学校や中学校にお配りをしてほしいということで、私も見させていただきましたが、あらゆる森やいろんなところに動物やいろんな珍しい生き物の映像が映し出されていてすばらしいなと思いました。こうしたことを子供たちにまた見せて自然にも興味を持っていただいて、そうしたことを慈しみ、育む精神も養っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 市長からもそういったお考えをお伺いできました。引き続いて具体的な取り組みや何かも含めて提案もさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、観光の関係で少しお伺いをしたいというふうに思います。観光振興計画ということで質問をしました。今収穫期ということで、28年末では平成22年から25%増というふうな目標を立てています。ただ、25年度の入り込みでいくと39万3,000人ということで大幅に減った状況です。いろんな状況あると思いますけれども、これを目標に近づけるといふことにするということだと34万人ぐらいふやさなければならない、倍とは言いませんけれども、そういった数字になってしまいます。そういう意味では、先ほどの答弁の中でも何とか目標達成に向けてということでありましたけれども、ちょっとやっぱり厳しい状況だというふうに思います。そういう意味では、観光振興計画自体の目標の見直しも含めてもう一度きちとした検証をすべきだというふうに思います。例えば目標達成への戦略プロセスの検証、ステップワンの住民参加の体制づくりということすらちょっとできていないのではないかと

うに考えるところであります。この間もありましたけれども、煮込みジンギスカンについてはなかなかまだ十分に、浸透しているというふうにも思っているかもしれませんが、実際にはそういうふうになっていないと思いますので、こういった取り組みの不十分さも含めてもう一度振興計画に照らし合わせて点検をした上で目標の見直し、そういったことをすべきというふうに思いますけれども、それについての考えをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどの答弁でもお話ししましたけれども、やっぱり連続性という観点で統計のとり方非常に精度が欠けているなというふうに思っています。統計のとり方にもちょっと問題があったなというふうに思っています。そのことも含めて、入り込み数自体がどうであったかということをもう一度改めて検証しなければならぬなというふうに思っています。それぞれの施設の中でのしっかりとした一定の基準に基づいた積み上げ数字になっているのかということもしっかりと検証し、今後の観光振興計画のまた基礎データしっかりと持ちながら目標設定をしていきたいというふうに思っています。既に11月にまちの中に新しいホテル棟がオープンをし、現在もう一棟新館のホテルが着工するというので、決してこの地域の宿泊も含めた交流人口はそんなに大きく落ち込んでいるというふうには思っていないで、流れとしてはこれから、今回のカーリングの合宿等もありましたけれども、スポーツ施設の振興、あるいは新年度からは市民ホールもオープンするというので、このことに対してのたくさん交流人口の拡大も大きく見込めるのではないかとこのように思っています。あらゆる角度からまた観光振興計画をしっかりと検証しながら、よりみんなが目標をしっかりと実効性の高いというか、みんながそこに向かって目標を目指せるようなしっかりとした計画の見直しをしていきたいと

いうふうに考えているところでありますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市政推進の基本的な考え方について外5件を、東千春議員。

○20番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、市政クラブを代表して質問いたします。

加藤市政の2期目も順調に推移をしており、特に財政の健全化が進む一方で、市立病院の医療の高度化、大学の4年制による体制の強化、さらには交流人口による経済効果や芸術文化の華が開く、市民には夢を抱くことができるまちづくりが進められているのではないかと思います。これらの取り組みが具体的に、そしてより強固なものになるように、また将来を見据えたまちづくりの観点から大項目6点についてお伺いをいたします。

行政の現場の仕事としては、正確な事務を行うことが最も重要でありますけれども、近年は柔軟な発想を行政運営に取り入れることも求められております。この両者に対してどのようなことを心がけておられるのか、お知らせいただきたいと思ひます。

また、窓口業務や交流人口への適切な対応からホスピタリティー教育の充実を図ってはいかがでしょうかと思ひますが、考えをお知らせいただきたいと思ひます。

2点目、市長は常々20年後、30年後を視野に入れたまちづくりを目指したい旨の発言をされており、この考え方をより具現化することが望ましいのではないかと思います。総合計画議論の年

に当たり、まちの将来ビジョンについてもあわせて議論されてはいかかと思ひますが、考え方をお知らせください。

3点目、名寄にはさまざまな財産があり、近年は観光分野にも活路が出てまいりました。これらをさらに生かすためには、それぞれの公共施設や民間企業や団体が持つ財産間の有機的な連携を深めていくことが必要だと思ひます。その一つとして、名寄の特性を生かした交流人口を求めるときに名寄である必然性やこれらをつなぐストーリーが必要ではないかと考えますが、考え方をお知らせください。

大項目の2番目、国が進める地方創生は地方の活性化を目指すものであり、名寄市もこれにチャレンジをすることを予定しておりますが、今後の組織体制やスケジュールと方向性について考え方をお知らせください。

2点目、ことは合併10年の年に当たります。この間それぞれのよい点は残しながらも、一体感のあるまちづくりを目指してまいりました。これまでの取り組みの評価と今後の考え方についてお知らせください。また、記念事業等についてもお知らせをいただければと思ひます。

3点目、名寄市ではさまざまな防災対策を行っておりますが、市民は地震対策については関心が低い一方で、水害対策には危機感を持っているのではないかと思います。特に河川に近い住民は、ハザードマップを意識しながら万が一の心備えをしていることと思ひます。そこで、特に水害のおそれの高い地域の町内会を重点地域と位置づけて行政も入り、防災計画と避難計画をつくることが望ましいのではないかと思います。考え方をお知らせください。

大項目の3点目、高齢者が末永く地域の中で生活できるためには健康寿命の長寿化が必要です。町内会や地域の中で健康体操などがより盛んに行われる環境の整備と指導が必要ではないかと思ひますが、考え方をお知らせください。



2点目、行政と地域がつながる最も重要なかけ橋になるのは保健師の地域での活動ではないかと思えます。保健師、技術の専門家とともに地域密着を目指し、地区担当制を検討してはいかがかと思えますが、考え方をお知らせください。

3点目、長年の課題となっておりました医療職給与表の整備を行ったことを評価をしたいと思えます。今後の給与及び関係する部署の給与総額の影響についてお知らせをいただきたいと思えます。また、新卒看護師等への想定される影響についてもお知らせください。

4点目、現在看護師の配置は7対1を基本にしておりますけれども、勤務の状況や実質的な必要性と診療報酬を考え、現状の体制でのメリット、デメリットと総合的な評価についてお知らせをいただきたいと思えます。

大項目の4点目、名寄市及び公共施設での物品発注で市内事業者利用に関する基本的な考えと現状についてお知らせをいただきたいと思えます。

2点目、名寄市内での雇用のマッチングを考えたときに市内で就職を目指す割合の高い名寄産業高校との連携及び就職につながる資格取得等の支援を考える必要があるのではないかと思えます。また、間口が削減されてしまえば、そもそも人材の輩出ができない可能性があり、それらの対策について考え方をお知らせいただきたいと思えます。

3点目、名寄市が発注する工事はなるべく多くの市内の業者、技能者に手がけてもらいたいと思えますが、大きなものは人数の確保が難しく、請け負うことができない例があると聞いております。将来に向けた技能者の維持確保、地元企業の育成の観点から、地元で働けるための支援の考え方についてお知らせをいただきたいと思えます。

4点目、工事受注業者では工事の将来展望が見えなくては人を雇用したくても控えることにもなりかねません。そこで、修繕や建てかえを含む工事の発注の展望を示すことが望ましいのではないかと思えますが、考え方をお知らせいただきたい

と思えます。

大項目の5点目、ごみ処理の中間処理施設の耐用年限が近づいております。現在精密機能検査を行っておりますが、中間処理に係るランニングコストなどの費用、処理品目による最終処分場への影響、ごみに関する名寄市民の生活などについて総合的な見地から今後のあり方を検討する時期が来ているのではないかと思えますが、考え方をお知らせいただきたいと思えます。

2点目、調和のとれた町並み形成は20年、30年よりもっと長い年数がかかるかもしれませんが、未来に目指したい町並みの姿を市民とともに考え、示すことは有意義なのではないかと思えますが、考え方をお知らせいただきたいと思えます。

あわせて、公共施設の色調やデザインも一定の考え方が必要ではないかと思えますが、考え方をお伺いをいたします。

6点目、名寄大学の4年制化が決まり、手続も進んでいることと思えます。4年制に必要な教員の確保について、その計画と現在の教員の研究成果の状況とレベルアップについて考え方をお知らせいただきたいと思えます。

2点目、子供たちが日本人としての誇りを持ち、立派な社会人として育つためには道徳教育と戦前、戦中、戦後を中心とする近現代史を正しく学ぶことが大切ではないかと思えます。日本人は、古くから弱い者いじめをするな、ひきょうなことはするな、おてんとうさまは見ているなどと言われながら育ち、それは自然と道徳心として心に残っており、あすで4年目を迎える東日本大震災の際にも冷静に対応する国民性につながっていったのではないかと思えますが、現在学校で行われている道徳教育についての現状についてお伺いをいたします。

また、第2次世界大戦の時代を中心とする歴史を正確に教えることが大切だと思えますが、近現代史教育の現状についてもお伺いをいたします。

3点目、市民期待の市民文化センター大ホール

のオープンが近づいてまいりましたが、管理体制及び事業運営方針と体制についてお伺いをいたします。

また、近隣のホールとの連携も必要ではないかと思いますが、あわせてお答えをいただきたいと思っております。

4点目、公共文化ホールの役割は芸術性の高いプログラムとともに福祉行政と位置づけるコミュニティープログラムの両者が両輪となった運営が望ましいと言われております。芸術文化の提供においてホールに足を運べない市民を排除することなく社会的包摂の高い社会づくりの観点、あるいは子供たちの教育のために公共ホールの役割としてアウトリーチの取り組みが必要ではないかと考えますが、お考えをお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 東議員から大項目6点にわたっての御質問いただきました。教育行政以外に係るところをまず私から答弁をさせていただきます。

大項目1、市政推進の基本的な考え方、小項目1、民間会社的な発想とホスピタリティーについてであります。正確な事務処理は、行政運営の最も基本となる部分であり、市民の信頼を得るために不可欠であることから、コンプライアンスの徹底による適正な業務遂行を常に心がけているところであります。また、住民ニーズが高度化、複雑化をし、少子高齢化や高度情報化が急速に進む中で地方自治体を取り巻く環境は日々変化をしてきていることから、地域特性を生かし、市民ニーズと社会経済情勢等に対応した柔軟な発想による行政運営も重要であり、正確な事務処理がこれを下支えをしていくということになるかと思っております。このため職場においては、職員研修や日常の業務を通じてのトレーニングや提案制度、自主研修、職員派遣などに取り組み、職員の資質向上を図ってきているところであります。また、地域におい

ては、職員はみずから積極的に市民活動や町内会活動等に参加をし、常に市民の視点に立って行政需要の把握に努めることが重要であり、市民とのネットワークづくりによる協働のまちづくりを進めてまいります。

窓口業務や交流人口への適切な対応からホスピタリティー教育の充実が必要との御指摘につきましては、平成23年4月からは総合案内、平成24年4月に健康福祉部内に相談窓口をそれぞれ設置をしており、来庁者に対する挨拶の励行や電話対応、さらには職員倫理や接遇マナー研修を開催をするなど、住民サービスの向上に向けて引き続き職員の資質向上を図ってまいります。交流人口に対する対応といたしましては、ホームページやパンフレットの外国語表記を行っており、平成25年度からの台湾との交流において国際交流推進員を配置をして通訳や音訳を行うほかに、市民向けの講習会を実施をしていきます。

次に、小項目2の総合計画と将来ビジョンについてであります。現在の新名寄市総合計画の期間が平成28年度までとなっていることから、27年度から2年間をかけての第2次総合計画の策定を進めることとしております。来年度は、地方創生の取り組みの一つとして人口減の現状、将来人口について分析を行った上で2060年までを対象期間として目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示をする人口ビジョン、これを策定することとしているところであります。第2次総合計画につきましては、この人口ビジョンで示される人口の将来展望を踏まえて人口が減少していく中で持続可能な地域社会の構築を念頭に置いて策定をしてまいりたいと考えておりまして、総合計画策定審議会初め、まちづくり懇談会、タウンミーティングなどにより十分に市民議論を行いながら本市が目指すべき将来像を描いてまいりたいと考えております。

交流人口拡大の視点に立ったまちづくりを目的の一つとして掲げている名寄市観光振興計画にお

きまして、目的を達成するためのステップとして地域資源の点のストーリーを有機的に結びつけ、1つの線のストーリーに構築できるよう取り組むこととしております。これまで当市の貴重な地域資源である天文台、北国博物館、独立行政法人医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター北海道研究部、健康の森、住友ゴム名寄テストコース、こうした公共施設、民間企業が持つ施設等を市民モニターツアーや台湾からの教育旅行受け入れの際などで積極的に活用してまいりました。ただ、天文台きたすばるで木原秀雄先生の私設天文台時代からの歴史や過程、薬用植物資源研究センターが当市に存在をする意義など、ストーリーを説明する機会がまだ十分とは言えないと認識をしているところであります。名寄市観光振興計画策定4年目を迎える新年度は、その検証、見直し作業を進めていく中で地域資源の歴史、過程などを整理、把握をし、名寄である必然性、またこれをつなぐストーリーを構築、発信ができるように名寄市観光交流振興協議会において検討したいと考えております。

大項目2、主な事業と協働のまちづくり、小項目1、地方創生への対応について申し上げます。国においては、急速に進展をする人口減少と少子高齢化に歯どめをかけるべく昨年まち・ひと・しごと創生法を施行するとともに、総合戦略を策定するなど課題解決に向けた取り組みを本格化させており、本市といたしましても地方創生の取り組みを全庁的に推進をするため先月9日に名寄市まち・ひと・しごと創生本部を設置をし、本年中の名寄版総合戦略の策定を決定したところでございます。今後人口ビジョンを策定した上で、住民代表はもとより、産業界、教育機関、金融機関、労働団体などで構成をする外部策定審議会や懇談会の実施など多様な手法により市民の皆様の御意見も伺いながら総合戦略を策定をするということにしておりまして、雇用の創出や交流人口の拡大、子育て支援の充実、あるいは市町村間連携に加え

て市立大学の機能強化など、官民が一体となって本市の実情に沿った実効性のある地方創生の取り組みを進めてまいります。

次に、小項目2、合併の評価と10周年記念についてであります。平成18年3月27日に新名寄市が誕生してから来年度で10年目を迎えることとなります。この間合併協議会において策定をされました新市建設計画を踏まえて策定をした新名寄市総合計画に基づき、市立総合病院精神科棟の改築及びヘリポートの設置、風連国保診療所など風連本町地区の再開発、道の駅や（仮称）市民ホールの整備など市民の安全、安心や経済の活性化、教育文化などの向上を図るとともに、農産物のブランド化の推進など地域財産を生かしたまちづくりを進めてまいりました。また、本市の最高規範となる自治基本条例を制定をし、市民と行政との協働による市民主体のまちづくりについても推進をするなど、それぞれの地域の歴史や特性を大切にしながら市政運営に努めてきたところであり、明るく元気なまちづくりに一定の成果があらわれてきているものと認識をしております。一方で、一部の民間団体が統一には至っていない状況にあることや地域の自治区についても地域連絡協議会の活動を促進をしているところでありまして、その取り組みは道半ばであるものと受けとめておりますことから、今後第1次総合計画の検証を行う中で残された課題についても整理をし、その結果を踏まえて第2次の総合計画を策定してまいりたいと考えております。

また、来年度につきましては、合併10周年記念事業といたしまして記念式典、また記念フォーラムの開催、新たなカントリーサインの公募や北国博物館での記念展を初めとする各種冠事業を実施をし、地域の融和、一体感をより深めるための取り組みを展開をしてまいりたいと考えております。

小項目3、防災対策の充実についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、洪水については

最近の全国的な局地的豪雨の状況や自然災害の規模を見ても非常に被害が大きくなっております。北海道においても昨年9月11日には石狩、空知、後志地方に特別警報が発表されて広島市の土砂災害時に発生をしたバックビルディング現象が発生をし、また礼文島では総雨量160ミリのゲリラ豪雨による被害は記憶に新しいところであります。このことから、本市においても今後の大雨には十分な警戒が必要と認識をしているところであります。現在国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づいて洪水と土砂について避難勧告の基準を設けるよう作業を進めているところであります。今月末に開催の名寄市防災会議で決定を予定してございます。この基準の中では、避難勧告の対象となる地区のうち浸水の深い地区について情報伝達重点エリアとして位置づけをすることも既に検討しておりまして、浸水の深い地域、特に浸水区域の外に出る水平避難しか命を守れないこうした地域に対しては対策を強化するように考えております。また、避難計画につきましては、避難に係る全体計画を用意しながら、各地域における個別計画についても災害対策基本法に規定をされています。災害対策基本法では、避難に関して一人一人の命を守る責任は最終的には個人にあると、こうした考え方に立っていることから、その考え方に基づいて進めていくとともに、名寄市防災会議では関係機関等からそれぞれ専門の御意見をいただきたいと考えております。自主防災組織につきましてであります。立ち上げと同時に機能性が発揮をされなければなりませんので、市のスタンスとしては組織の設立の推奨にあわせてあくまでも自発的な芽が育つよう促す必要があると考えております。また、自主防災組織の普及が拡大されるまでの間の対応につきましては、最近の自然災害の激化によって行政の対応能力を超えるということもあり、関係機関連携の上、行政のできることを、自助、共助で取り組むべきことについて住民と話し合う試みの活用な

ど、防災に対する知識の普及啓蒙も推進をしながら、同時に自主防災組織の育成推進を進めてまいります。

次に、大項目3、安心して健やかに暮らせるまちづくりについて、初めに市民の健康管理と健康寿命の長寿化について申し上げます。急速な高齢化や生活習慣の変化に伴い生活習慣病は年々増加をし、脳血管疾患や認知症などから介護を必要とする人もふえ続けており、医療費抑制や介護予防の視点からも高齢になっても介護を必要としない健康寿命を延ばすことを目的とした健康づくり対策が重要な課題となっております。本市における健康づくり、体力づくりとして保健センターでは、特定健診を受診をした男性を対象とした運動教室や保健推進委員による冬期健康体操教室を実施をし、運動教室前後の数値的な改善、冬期健康体操教室では事業の定着化と参加者が年々増加をしております。一定の成果がございました。地区健康相談にあわせて実施をする健康教室では、みんなの体操やロコモ体操の普及活動を行い、若い世代からの運動習慣をつけることにより要介護や寝たきりにならないための取り組みを行っております。また、高齢者への介護予防を担当している地域包括支援センターでは、生活機能が低下をしている高齢者向けの体操として嚙下と呼吸器、運動器の機能を向上させることを目的として市内リハビリ専門職が考案をした嚙呼体操を地域包括支援センター保健師等が指導をし、また自主的に継続をしていくことの大切さの啓発もあわせて実施をしてきてございます。さらに、毎年介護予防サポーター養成講座を開催をし、身近な場所で介護予防活動ができるように人材を養成しているところです。本年度実施をいたしました高齢者保健医療福祉計画に係るアンケートの中で健康づくりに対する調査を行いました。施設の整備等の要望が一番多く、次に一緒に運動する仲間づくりとなっております。健康や運動のきっかけづくりが強く求められている結果となりました。平成27年

度からなよろ健康マイレージを実施をいたしますが、幅広い年齢の方が楽しく取り組みやすいものとなるよう対象メニューの検討を行ってまいります。市内の各町内会や団体において健康づくり事業として体操、運動教室、軽スポーツなどの自主的な活動も盛んに行われておりますが、継続的な取り組みとしていくためには指導者の育成が大変重要であることから、今後においても市民の健康増進に向けた健康運動教室は地域包括支援センターの介護予防事業活動と横断的な連携を図りながら、町内会や各団体に対する働きかけや先進的な取り組みを紹介するなど、地域の自主的な活動の広がりを助長するための取り組みを推進してまいります。

小項目2の保健師の地区担当制についてでございます。これまで地域における保健師の保健活動は、地域保健法及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針、これに基づいて実施をし、保健部門の保健師は地域保健対策の主要な担い手として重要な役割を果たしてきておりますけれども、特定健診、特定保健指導制度の導入、介護保険法の改正など保健師をめぐる状況が大きく変化してきたことに伴い地域指針が大幅に改正をされ、多様化、高度化する住民ニーズへの対応、健康増進法に基づく健康日本21では健康寿命の延伸や健康格差の縮小の目標を達成するために新たな方向性が盛り込まれたことなどから、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、住民との連携及び協働がますます重要となってきております。当市においては、保健師の計画的な人材確保と資質向上を図りながら、保健センター及びふうれん健康センターを活動の拠点とし、保健事業を展開してありまして、保健師の活動においては業務担当制により成人と母子に分けて業務を実施、職員間、地域、各関係機関と連携をしながら市民の健康づくりに取り組んできております。現在保健センターにおいては、地域指針等の見直しや社会環境の変化に伴い、これまでの活動に加えて保健活

動を効果的に展開するため総合的な健康施策に積極的にかかわる必要があることから、健康課題を業務ごとではなく個人、世帯や地域全体から捉え、対応していくために業務担当制の一部を残しつつも、平成27年度から地区担当制を導入することで準備を進めているところでございます。

次に、小項目3、市立病院の給与表整備による影響などでございます。看護師、医療技術職への医療職給与表の導入につきましては、前島市長時代から長年の懸案事項でありました。昨年8月に職員組合と一定の合意を得まして、看護職を対象とする医療看護職給与表を導入をし、平成27年度の採用者から適用する予定でございます。お尋ねの影響額について、初めに初任給の引き上げによる影響額から申し上げます。短大3卒を例にとりますと、現行行政職の初任給18万9,500円を医療看護職の導入により20万6,200円、1万6,700円アップに引き上げました。平成27年度当初の新規採用者は、現在のところ9名を予定しており、採用者それぞれ年齢や学歴が異なることから、影響額は概算になりますけれども、短大3卒1人当たりの影響額が基本給、手当等で年間24万円程度と試算をしておりますので、9名では法定福利費を含めて280万円程度とされます。また、医療看護職給料表は、行政職給料表に比べて若年者の給与水準が高くなる傾向にございますので、先般101名の看護職員を対象に給料表の変更の有無を含めた説明会を開催いたしました。その結果、対象者のうち34名が平成27年度から医療看護職給与表への変更を希望しましたので、現在その手続を進めているところであります。次に、在職者の影響額でありますけれども、これは勤続年数等により異なりますので、正確な推計は困難ですけれども、変更希望者は全て採用6年までの職員であることから、1人当たり平均20万円、年間における全体の影響額は法定福利費を含めて880万円程度と想定をしております。このように初任給引き上げと在職者の

医療職給与表へ移行により、平成27年度で1,160万円程度影響があり、今後10年間は給与水準は上昇いたしますけれども、一方で行政職職員と同様に医師を除く病院職員についても給与の総合的な見直しを実施をしておりますので、全体としての影響額はさらに少ない金額となろうかと思えます。

次に、今後の看護師確保の影響についてですが、平成27年度に入りますと名寄市立大学を初めとして看護大学、専門学校への学校訪問を実施をいたします。訪問時には、教育研修体系の充実や救命救急センターの取得予定などとあわせて初任給の引き上げについても積極的にPRをし、看護師確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、看護師の勤務状況と体制についてでございます。市立病院の一般病棟の看護師配置は、平成25年8月から看護基準7対1を取得して現在に至っているということであり、7対1看護基準というのは、患者さん7人に対して看護師1人を配置をするということであり、平成25年度の1人当たり平均入院患者数216人であり、最近の患者数の推移を考えると現行の7対1看護基準の維持は十分に可能であります。しかしながら、産休、育休、病欠、育児短時間勤務者の増加などにより病棟での夜勤の可能看護師の確保が困難になってきているのが現状であり、これは7対1であっても10対1であっても同じことと言えます。また、7対1を維持していく上での新たな課題は、昨年の診療報酬改定で医療、看護必要度の基準が改正をされまして重症度の判定基準が上がったということであり、対応策といたしまして、2月に正式に施設基準を取得をいたしました地域包括ケア病棟を有効に活用しながら、7対1看護基準の要件である重症度15%以上、これをクリアし、今後も看護基準7対1を維持していきたいというふうに考えています。いずれにいたしましても、看護師不足は続い

ておりますので、初任給の引き上げ、学資金制度の充実、市立大学との連携、教育研修体系の充実など、今後もさまざまな対策を実施をしながら看護師確保に努めていくとともに、業務改善などを実施をし、現在勤めている職員の離職防止策についても積極的に実施をしております。

4番、商工業の振興について、1、物品発注の考え方と状況についてであります。物品発注に関しましては、名寄市が行う契約は地方自治法、地方自治法施行令、名寄市契約規則などの法令に基づき執行をしております。自治体が行う契約は、公平性、透明性を保ち、適正な契約手続の遂行が求められます。議員お尋ねの物品発注においても同様でありまして、業者を指名し、入札を行ういわゆる指名競争入札の執行においても適正な手続が求められるところでございます。購入先の業者の指名選考については、名寄市指名競争入札参加者指名基準において規定をしております、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第7条に基づき契約の適正な確保ができる範囲において名寄市競争入札参加資格を有する市内業者を優先的に指名をしております。地元の資材や雇用者の活用による地域経済の活性化、また市内業者の健全な育成に資するため市内業者優先とした発注を進めておりますが、特殊な物品など地元で調達不可能な事例は市外業者への発注となるケースもございます。

小項目2、市内事業所等の人材確保、産業高校についてお答えをいたします。人材確保対策の一つとして、市内建設業関係者から特殊技能労務者の高齢化と若年後継者が不足をしているといった問題点に対応するため、今年度から新規卒者及び就業して3年以内の若年就業者に対して土木及び測量に係る技術講習の支援として上川北部地域人材開発センターと連携を図り、地域人材確保事業を実施をし、来年度も継続していくことしております。御質問いただきました人材育成及び確保策としての産業高校に焦点を当てた対策につい

てであります。名寄産業高校につきましては貴重な技術者を養成、輩出をする本市にとって貴重な資源であると私どもは位置づけておまして、建設技術者と同様に慢性的な人材不足が問題となっている介護、福祉に関する人材確保の面においても上川北部地域人材開発センターが実施をしております介護職員初任者研修を名寄産業高校生活文化科の生徒が在学中に受講することができるよう学校側と協議をされていると、その報告も受けてございます。また、市内の経済や雇用情勢、生徒数の推移や進路状況等を調査分析をし、今後の名寄市内の高等学校のあり方について検討する会議も先月設置をされまして、将来を担う人材確保の動向について具体的な検討も行われることから、今後さらに学校と自治体が連携をし、在学中の学生の資格取得支援など人材育成、確保に効果的な取り組みをしている先進的事例など調査をしながら、有効な対策を打ち出せるよう関係機関など含めて検討してまいります。

小項目3、技能者の公共工事参加についてであります。公共工事の発注につきましては、日ごろよりでき得る限り地元業者へ受注機会をふやし、かつ年間を通しての事業の平準化と雇用の確保等に配慮しているところであります。また、公共工事に求められる規模、工期、工種等の条件により必要な技能者数が変わるほか、必要な技能者が地元にはいない場合も考えられます。市としても工事規模の大小により広く各種技能者にも仕事の機会があるものと考えており、さらには国や北海道レベルでの安定的、継続的な公共事業の確保が必要であるとは認識をしております。しかしながら、市内の現状として職種によっては技能者の高齢化に伴う人材不足や後継者不足もあることから、地元企業においては国や北海道における後継者育成制度や助成制度創設などの施策を望んでおり、本市として地元企業や技術者に対する支援制度の拡充を上部機関に要望するとともに、将来を見据えた技術者の人材育成、確保に関し取り組むべき

方策等について中小企業振興条例及び同条例の施行規則の見直し作業の中で検討してまいりたいと考えております。

小項目4、工事発注の将来展望についてであります。現在市の最上位計画である新名寄市総合計画で5つの基本目標に基づき各分野の公共事業の概要が示されておりまして、計画に基づく整備予定事業につきましては毎年度財政事情、交付金の有無、優先度、緊急度などさまざまな状況を考慮して所管ごとにローリング作業を行い、事業年度が決定をされていると、こういったことから長期的な整備の見通しの概要を最初から示すというのは難しいものと判断しています。また、予算化される事業につきましては、毎年4月に事業者説明会を開催をし、事業者の皆さんには内容を公表し、一定の御理解を得ていると判断をしておりますが、今後におきましても地元の雇用を第一に市民にわかりやすい事業の公表に心がけてまいりたいと考えております。

大項目5、環境と町並みについて、小項目1、ごみ処理と今後の対応についてであります。ごみの中間処理施設は、平成5年より缶、瓶施設、平成12年よりペットボトル施設、平成13年よりプラスチック容器包装類の施設、平成15年より炭化センターが稼働しているということでございます。とりわけ炭化センターは、約15億5,000万円の建設費で、1日の稼働時間は16時間、処理能力20トンで、外熱式ロータリーキルン炉で生ごみ等を加熱し、炭化物として高炉用のガス抑制剤として再利用する循環型社会にふさわしい道内で初めての炭化システムであります。また、ダイオキシン類防止対策にすぐれ、汚水や排水も無放流式で処理水を場外に排出をしないなど、公害防止と環境に十分配慮した施設となっております。ごみの中間処理のランニングコスト、平成25年度決算で一般廃棄物収集等業務での約9,700万円、古紙類収集等業務で約1,200万円、炭化センターごみ処理負担金で約2億7,500万円

を含む約4億2,600万円となっております。炭化センターの稼働から12年が経過をし、修繕等行いながら運転をしてきておりますが、平成26年度に精密機能検査の委託を行い、現在は委託業者が結果をまとめているところであります。今後のあり方ですが、炭化センターは当市と美深町、下川町、音威子府村の1市2町1村の広域で構成をされている名寄地区衛生施設事務組合が運営をしております。同組合は、平成30年4月供用開始に向けて広域一般廃棄物最終処分場の建設途中でありますため、完成後の平成30年4月以降にならないと正式な検討をするのは難しいと思っておりますが、中間処理の方法によっては収集体制も大きく変わる可能性もあることや精密機能検査の結果を受けて炭化センターの改築、あるいは更新も含めた総体的な検討を上川北部地域ごみ処理広域化対策協議会名寄ブロック幹事会での担当者レベルでは課題にのせて検討を進めていきたいと考えております。

小項目2、町並み形成と公共施設の色彩についてであります。初めに、町並み形成についてであります。町並みを形成する要素として建築物や街路のほかさまさまな景観要素が含まれております。議員が言われているように、調和のとれた町並み形成には長期的な視点で取り組まなければならないものと考えておりますが、そのためには市民合意や市独自のガイドラインなどを定めておかななくてはならないため、他市の状況調査をしながら総合計画に基づいて市民との協働で地域の町並みづくりについて議論をしてまいります。

公共施設の色彩につきましては、地域との調和が大事な要素であると考えておりますが、建物の用途、目的、建設場所などの諸条件により求められている要素が変化をすることから、一定の色彩基準を定めることが現状としては難しいものと考えております。今後予定されている公共施設の整備に関しましては、周辺環境や町並みに配慮した設計に心がけるとともに、色彩やデザイン等につ

きましては関係所管課との議論を踏まえ、市民に長く愛着を持って利用をしてもらえるような施設づくりに努めてまいりたいと考えております。

大項目6、教育行政についての小項目1の名寄市立大学社会保育学科教員確保、充実については私のほうからお話をいたします。新たに開設しようとする社会保育学科の教員組織の編制につきましては、大学の理念、教育の目的、学位の授与方針や教育課程の編成方針などを理解した上で社会保育学科の人材養成の目的、方針を達成をするために必要かつ十分な教員組織の整備を図ることとしております。第1に、取得可能となる資格及び免許等の人材養成に係る関係法令にのっとり専任教員を配置をすること、第2に教育目標や人材養成の目的の達成と保育の社会科を対象とする新たな学問領域に対応する教育、研究に必要な専任教員を配置をすること、第3に大学の理念に沿って学科間の連携、協働による効果的な教員の配置を行うことの3つが教員組織編制の柱となります。したがって、現行の短期大学の教員8名に加えて、幼稚園教諭及び特別支援学校教諭の養成に係る教員配置として新たに5名、保育士養成及び保育の社会科を対象とする新たな学問領域に対応するため新たに1名、合わせて6名の増員を図り、14名で教員組織の編制を計画をしております。社会保育学科の開設に係る教員の確保につきましては、昨年の9月に学長、副学長、保健福祉学部長、短期大学部長、教務部長、事務局長により構成をする新規採用に関する教員の選考委員会を設置をして教員確保の実務を進めておまして、おおむね確保の見通しがつきつつございます。教員の研究成果などの現状については、毎年名寄市立大学紀要が発行され、教員の研究成果などの公表を行ってきており、ここ数年は論文の投稿件数がふえる傾向がございます。また、学内における競争的な研究費の配分による特別枠支援による研究活動が各年度平均で15件ほどの取り組みがあり、毎年度学内において全教員が参加をす



る成果報告会が行われ、研究活動の向上が図られております。あわせて、授業内容や方法の改善を図るための組織的活動を行うため、学内にFD・IR委員会を設置をし、新任教員の研修、教員の研究活動の推進、授業内容や方法の改善などに取り組んでおり、教員一人一人の力量を高める取り組みが進められております。今後も教員の研究活動の推進と力量を高める研修等の取り組みを支援をしております。

以上、私からの壇上の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは、大項目6の教育行政について、小項目2の道徳教育と近現代史の教育についてお答えいたします。

学校における道徳教育は、児童生徒に豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することを狙いとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割を担っております。道徳教育は、道徳の時間をかなめとして各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて適切に行われなくてはなりません。とりわけ道徳の時間は、各教育活動における道徳教育のかなめとしてそれを補充し、深化し、統合する役割を果たします。例えば児童生徒は、学校の諸活動の中で勤勉、努力、思いやり、親切など多様な道徳的価値について感じたり考えたりしますが、その全てについて考える機会があるとは限りません。道徳の時間は、このように学校の諸活動で考える機会を得られにくい道徳的価値などについて補充する役割があります。また、体験の中では道徳的価値の意味などについて必ずしもじっくりと考え、深めることができるとは限りません。道徳の時間は、このように道徳的価値の意味やそれと自己とのかかわりについて一層考えを深化させる役割を担っております。さらに、多様な道徳的体験をしていたとしても、

それぞれが持つ道徳的価値の相互の関連や自己とのかかわりにおいての全体的なつながりなどについて考えないままに過ごしてしまうことがあります。道徳の時間は、それらを統合して児童生徒に新たな感じ方や考え方を生み出すというような役割も担っております。このように道徳の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、児童生徒の道徳性を4つの視点から捉えて整理されております。4つの視点の1つ目は自分自身に関する事、2つ目は他の人とのかかわりに関する事、3つ目は自然や崇高なものとのかかわりに関する事、そして4つ目は集団や社会とのかかわりに関する事であり、道徳の時間においては、こうした視点について児童生徒一人一人が道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深め、道徳的実践力を主体的に身につけるよう授業を行っております。また、授業の時数についてであります。週当たり1単位時間、年間では小学校の1年生が34単位時間、その他の学年と中学校が35単位時間実施することになっております。指導については、主として学級担任が行うものでありますが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などを工夫して道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実することが大切でございます。このほか、道徳教育推進教師には次のような役割があります。道徳の時間の指導計画の作成に関する事、名作、古典などの読み物でありますとか郷土資料、映像ソフトなどの道徳用の教材の整備、充実、活用に関する事、そして道徳の時間の授業公開など家庭や地域社会との連携に関する事、これらの役割を持っております。校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師がその役割を十分に果たして全教師の参画、協力を得て道徳教育を円滑に推進することが大切と考えております。人間は、本来人間としてよりよく生きたいという願いを持っております。この願いの実現を目指して生きようとするところに道徳が成立いたします。道徳教育とは、

人間が本来持っているこのような願いやよりよい生き方を求め、実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養う教育活動でございます。また、道徳は、人と人との関係の中で望ましい生き方をあらわしております。例えば礼儀や感謝、思いやりなどは、互いに人格を尊重しようとするところから生まれる望ましい生き方のあらわれであります。人は、こうした心のきずなを深め、人間愛の精神に支えられて強く生きながら人格の形成を図ることができるのであります。教育委員会といたしましては、各学校にこのような道徳教育の意義について改めて全教職員が共通認識を深め、全校体制で道徳教育を推進し、子供たちを健やかに育むようお願いしてまいります。

次に、近現代史の学習の現状についてお答えいたします。今日学校教育においては、21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人を育成するため、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度などを育てることが求められております。そのため社会科におきましては、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、国際社会に生きる平和で民主的な国家社会の形成者として必要な公民的な資質を養うことが目標となっております。とりわけ中学校の社会科の歴史的分野においては、我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることが重要でございます。近代の日本と世界の学習では、19世紀ごろから20世紀前半までの歴史を扱っております。この時期の我が国は、欧米諸国のアジアへの進出など複雑な国際情勢の中で開国し、急速な近代化を進めて近代国家の仕組みを整え、その後常にアジア諸国や欧米諸国と密接なかかわりを持ってきたことを理解できるようにすることです。例えば経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第

2次世界大戦の終結までの我が国の政治外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民生活などを通して軍部の台頭から戦争までの経過と大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解できるようにすることです。具体的には、我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島、長崎への原子爆弾の投下など我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させ、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気づかせる指導を行っております。また、現代の日本と世界の学習では、第2次世界大戦から冷戦の終結ごろまでの歴史を扱っております。この時期の我が国は、第2次世界大戦後の混乱の中から民主的な文化国家を目指して再建と独立の道を歩み、冷戦などの世界の動きとのかかわりの中で経済や科学技術の急速な発展をなし遂げたことを理解できるようにすることが大切であります。例えば高度経済成長、国際社会とのかかわり、冷戦の終結などを通して我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなったことを理解できるようにすることです。具体的には、高度経済成長や沖縄返還、日中国交正常化、石油危機、冷戦の終結の内容と現在の自分たちの生活との深いつながりや現代日本と世界の動きに関心を持たせるよう工夫し、国際協調の平和外交の推進や開発途上国への援助などに着目させて国際社会において我が国の役割が大きくなったことを理解させ、公民的分野の学習に向けた課題意識を持たせる指導を行っております。教育委員会といたしましては、子供たちに我が国と郷土の現状と歴史を正しく理解させ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度や外国の文化の理解を通じて他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育てるため、今後とも各学校が指導方法や指導体制

の工夫改善に努めたり、校内研修の充実が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目の3、文化センターホールの管理、事業運営体制と近隣ホールとの連携についてお答えいたします。まず、大ホールの管理について申し上げます。大ホールE N - R A Yを含む新築施設につきましては、さきに議決いただいた市民文化センター条例ほかの改正により既存の施設と一体で管理することといたしました。施設の管理業務に関しては、以前からお示しておりますとおり一部の業務を株式会社エフエムなよろと業務委託契約を締結して進めております。本年1月から3月までは、開設準備業務委託として市民ホール通信の発行、専用ホームページやソーシャル・ネットワークング・サービスの作成に係る広報宣伝業務、ボランティア組織の設立と研修、友の会組織の設立に係る関連組織構築業務、音響、照明、舞台機構の運用を習得するための外部研修、施設運営、企画立案に係る職員研修業務を既に実施しており、今後は舞台関係や諸室関係の備品、研修、補助事業を実施していく予定でございます。新年度からは、新たな業務委託契約を締結して新施設を日常から御利用される方々に対する案内や利用予約業務、各種事業でのチケット販売管理や設備運用業務等を追加し、利便性を高めていくこととしております。設備や備品等の管理につきましては、これまで同様に行政事務として教育委員会で行うこととしております。大ホールで行う事業の予定としましては、5月9日の開館記念式典を皮切りに、5月17日に開催の名寄市で第九を歌う会、9月13日に開催予定の名寄市民劇など各実行委員会が主催される提携事業や6月5日に開館記念事業として開催する札幌交響楽団、小山実稚恵特別演奏会、10月初旬に開催予定の演劇、海流座「アンデルセン・絵のない絵本」など市が主催する自主事業のほか、北海道知事旗争奪全道民謡決勝大会や北海道女性大会など大型の貸し館事業が準備されているところでございます。大ホ

ール開館以降に市が主催する自主事業の企画につきましては、市民や団体などからの御要望も考慮しながら市民文化センター条例に定めた事業企画委員会に沿って計画的に進めてまいりたいと考えております。

近隣のホールとの連携につきましては、既に民間組織であるアンダンテの会が中心となって開催されている北の星座音楽祭などにおいて近隣自治体をつなげた事業も行われているなど、積極的な連携が求められております。このように近隣の各ホールは長年の事業実績も高く、経験豊富な人材も多くおられることから、職員や委託事業者のスタッフも含めて一から学ばせていただく姿勢で連携、協議の輪に参画させていただきたいと考えております。そのほかに、これまでの市民会館大ホールではなし得なかった広域の公共ホール間での事業連携を目的として、平成27年度から公益社団法人全国公立文化施設協会に加盟しまして、北海道支部である北海道公立文化施設協議会の御協力をいただきたいと考えております。また、類似の任意団体などにも加盟することを検討し、公演事業の共同招聘の実現にも取り組みたいと考えているところでございます。

続きまして、小項目4の芸術文化のアウトリーチについてお答えいたします。アウトリーチとは、外に手を伸ばすという意味で、広くは施設内外を問わず行われる普及活動、狭くは施設外で行われる普及活動を指すとされております。全国的には、1970年代初めから始まった美術館が学校などにコレクションを出前する移動美術館が初期の代表的な事例ですが、こうした鑑賞型の出前事業に対して、90年代後半から主に取り組みまれておりますのは音楽、演劇、ダンスなどを通じて創造体験やアーティストとの交流を行うワークショップ型の事業となっております。公立の文化施設がアウトリーチ活動を行う意義といたしましては、1つには地域や市民との新たなつながりと公共性、2つには観客の開拓や育成、3つ目には子

供や青少年に対する成果、4つ目にはアーティストや芸術団体にとっての新しい役割、5つ目には文化施設内部や行政組織に対する効果などの5つに整理されるとの考え方があり、主として子供や青少年に対する成果を目的に実施し続けることが結果的にその他のアウトリーチを行う意義にもつながっていくとされております。アウトリーチは、子供たちの教育の観点からはみずからが表現し、他者と一緒に1つのものをつくり上げることで子供たちのコミュニケーション能力、創造力の開発において極めて有効なツールになると考えられることから、近年市内で開催されている事業の多くでもこうしたアウトリーチ事業が取り込まれており、その意義を踏まえて今後大ホールで行う各種の事業においても同様に組み込んでいきたいと考えております。芸術文化事業を実施していく上での社会的包摂の考え方は、さまざまな要因からホールなどで行われる事業に足を運ぶことができない方々に対してどのように鑑賞機会や体験機会を提供していくかが重要な課題であると認識しております。現在準備している事業の中では、実情や御要望などを含め十分な情報収集ができていない状況にありますが、今後企画していく事業の中でアウトリーチの意義も踏まえた取り組みを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） それぞれ御丁寧に答弁をいただきました。それでは、時間の許す限り再質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回の質問の中で何点か総合計画より長いスパンでまちづくりを考えていってはいかがかという質問をさせていただきましたので、まずその辺のところから再質問をさせていただこうかなというふうに思います。まず、一番最初の2番目の将来ビジョンについて市長にお伺いをいたしました。

総合計画をこれからつくるのは、名寄市の10年間どういうまちづくりをしていくかということには大変重要なことだろうというふうに思っておりますが、市長が常々おっしゃられております10年、20年後のまちはこういうまちにしたいのだということをもう少し市民にわかりやすく説明するといましようか、市長と市民が語り合っというものを示してはいかがかなというふうに思います。総合計画というのは、理事者は余りかわらないで市民の皆さんに主体的につくっていただくのが総合計画なのですけれども、今までそういう発想ってなかったのではないかなと思うのです、歴代市長さんというのは、それより長いスパンで、なかったわけではないのかもしれないけれども、余り明言される方はいなかったかもしれない、もっと先を見越したまちづくりをしたいというふうな方は少なかったかもしれない、私はそれはいいことだろうなというふうに思っております、そこを少し具現化していただいてもいいのかなという考えの中からある程度市長が20年後はこういうまちがどうだろうかとか、何かそういうことを少し示していただく中でいろんな方と、市民の皆さんと話し合いをして、これは条例の縛りだとか法律の縛りはありませんけれども、こういう社会を目指したいのだというものが1つあったほうが市民の何となく目標になるといまいましようか、いいのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺再度市長の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ありがとうございます。地方創生の取り組みということで今もお話を述べさせていただきましたけれども、今回は人口統計をしっかりと分析をしていく中で2060年までの人口を見据えて将来展望を提示をする人口ビジョンの策定をするということでありまして、まさにその中でより長期を見通したまちづくりをどうしていくのかということをおみんなで議論をし合う

いい機会になろうかなというふうに思っているところであります。私なりのいろんな考えもありますけれども、ぜひそれは市民の皆さんといろんな角度から議論させていただく中で一定の方向を示していけるのが一番いいのかなというふうに思います。それ以上に私が一番大事だと思うのは、やっぱり市民の皆さんがそれぞれこのまちにもっともっと関心を持っていただいて、この地域をどうしていくのかということを中心に考えていく、ロングスパンでまちづくりを考えていく、そのきっかけとして市民の活性化を促していくと、このことがまさに大事なのかなというふうに思っています。あらゆる機会を捉まえてさまざまな角度からいろんな分野の方やいろんな世代の方と議論をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 市長の思いはありながらも、なかなかそれをすばっと言えるというのは選挙のときぐらいしか余りないわけですし、実際の行政運営の中に入ってしまうと総合計画だとか、そういったものほとんど市民にお願いをするような形になってしまうわけで、そこら辺もう少し市長が意見を述べられるような、思いを具現化できるような、そういう仕組みもあっていいのかなというふうに思いましたので、ちょっと発言をさせていただきました。今後何かの機会があれば、そういった取り組みもお願いをしたいと思いますし、地方創生の2060年、これ人口統計を踏まえながらの計画ということで、まさに人口の推計をしながらどういうまちに将来したいのかという、そこら辺はやっぱり総合計画より長いもの何かあっていいのかなというふうに思いますので、今後何かの機会があったらよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

もう一点は、大項目の5番目の2番目に町並みについてもお尋ねをいたしまして、お答えをいただきました。調和のとれた町並みに対しては、市

民合意が必要であるということ、あるいは何らかのガイドラインを持ってやれるかもしれないねというふうなお答えをいただいたところでありますけれども、北海道には本州の歴史あるまちのように古い建物だとか歴史的な建造物というのが非常に少ないわけで、そういうこともありながら景観に対する考え方というのが本州よりやっぱりちょっと薄いのかなという感じがしております。しかしながら、雪国の美しさというのもこれから将来に向けて逆に言えば新しく作り出す美しさもひよっとしたらあるのかもしれないです。そういった観点から、これもひよっとしたら30年かかるか50年かかるか、そのころに多分私ももうこの世にいないのだろうけれども、そういったことを考えながらまちづくりをしていくというのも私は政治家のロマンなのかなというふうにも実は思っております。見える成果と見えない成果があってもいいなと。いなくなった後にあんなこと昔の人がやっていて、それが何となく今こういう形になりつつあるな、そういうことがあってもいいのかなというふうに思ったものですから、ちょっと発言をさせていただきました。ガイドラインをつくるとかというのは、なかなか難しいことだろうなというふうに思います。特に色彩だとか芸術だとか、そういったことにある程度知識の持った方、あるいは都市空間に対する知識のある方、そういった方が本当は中にいていただいて物を考えていくというのがいいのかなというふうに思っております。例えば一つの例として北海道大学の大学院に都市空間のデザインを研究するところがたしかあったと思いますので、そういったところのモデル地域に指定を求めて何らかのまちづくり全体をデザインをしていくということもおもしろいのではないのかなというふうに思うのですけれども、ちょっと考えをお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 景観や町並みというのは、地域の皆さんがこのまちに誇りを持ってという

ここで非常に重要な要素であるのではないかという認識を持っております。北海道は、本州と違って非常に歴史の浅い文化だということでもあります。一方で、本州とは違う積雪寒冷という、そうした気象風土も相まってこの地域の建物や空間というのはどうあっていくべきかというのは、また本州とは違ったアプローチや考え方が当然求められていくのでしょうし、必要なのだろうというふうに思います。その中でそうしたことを踏まえながらどう都市をデザインしていくかというのは、いろんな切り口はあるかと思えますけれども、今議員がお話しいただいた都市空間デザイナーというか、そうした学問的な見地からも検証していったらどうかということもひとつ参考にさせていただきながら、これもぜひとも次の総合計画の一つの議題として市民の皆さんに投げかけをし、議論をしていきたいというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。前向きな答弁、感謝したいなというふうに思います。これは、特にそんなにお金がかかる話ではないと思うのです。例えば将来壁を塗りかえるときにこの色を使ったらこれだけ補助をするよとかという地域もあるみたいですが、これはガイドラインをつくって皆さんでこういうふうなまちづくりしましょうといったら、ほとんどゼロ予算でできるようなことかなというふうにも思いますので、ぜひお願ひをしたいなというふうに思います。

町並みを考えるときにもう一点、もうちょっと短期的な視点からできることとして、最近まちの中でも個人の庭先で多くの方がガーデニングを行い始めております。こういったところが少し連なっていくような形になる、あるいは拠点になっていくガーデニングをされているようなところがふえていけば、これもひよっとすると例えば地方からお客さんが来たときの何となく雰囲気的なおもてなしになるだとか、あるいは地元で生活をして

いる皆さんの何となく心の安らぎになるだとか、そういったことにもつながっていくのではないのかなというふうに思います。これは、ちょっと当初の目的の総合計画より長いスパンではないかもしれませんが、こういったきれいなまちづくりというのも一方で少し目指してみてもいいのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺についてもお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 全国あるいは北海道内においてもガーデニング、あるいは花を生かしたまちづくりというようなことで取り組んでいる自治体もあるというふうに承知をしているところであります。ガーデニングをするということは、好きな方がやるということはずいことであるし、すごいことというか、自然なことかもしれませんが、それを強制していくということになるのはなかなか難しいのかもしれませんが、それを何か促していくということでまちの空間を美しく見せる、町並みをきれいなものにしていくという考え方は可能性としてはあるのかなというふうに思うところであります。議員から御指摘をいただきましたので、そうした手法等についても他市等の事例もよく研究、検討してみたいというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） どうもよろしくお願ひしたいと思います。

3点目は、4の4番目に工事発注の将来展望についてもお伺いしましたけれども、これについては細かにお示しをすることはやっぱり難しいのではないかという答弁をいただきました。4番目の商工業の振興についての4番目の工事発注の将来展望についてでございます。ことしの1月によるなで行われたセミナーで、北海道における公共施設マネジメントの現状と意義という講演会を聞かせていただいた中で、この中でも将来の人口推

計を加味をしながら将来の建物の維持管理も含めて仕事の発注の平準化を目指しながら、それをやることによって将来の施設の統合ということも視野に入ってくるので、だから少し将来の建物の形が見えやすくなってくるのだという話をお伺いしたのかなというふうに思います。そういった中で細かくこの年度についてはこの事業をやるというふうな示し方ではないかもしれません。大体こちら辺のところにはこういうものがあるというふうな示し方だとか、そういうことをもしできるとすれば行政側にもメリットがあるかもしれないし、例えば5年間の中でこれだけの建設金額でなるべく抑えたいのであれば、どこもこの施設を統合する必要があるであるとか、何かそういう発想もできてくるのかもしれないし、行政側のメリットもあるし、受ける側のメリットもあるのではないのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺に対してもう一度考え方をお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まさに今総務省からも求められておりますけれども、公共施設等の維持管理計画というのを策定をすることを義務づけされていると、こういうことでありまして、平成27年度中にこれを策定、名寄市でもするというようにしております。まさにこれ上から地図を見ていく中で公共施設をどう再配置や統廃合、長寿命化をしていくのかということを議論していくという計画でございまして、一定のそうした見通しは出てくるのかなと。ただ、一方でこれは財源との問題も出てくるということですから、そのスパンをきちきちと明確に、後になればなるほどそれを示していくことはなかなか困難になっていくのだろうというふうに思いますし、その都度、その都度によって有利な財源が出てくるとか、そうしたことによってその順番も入れかわってくるのか、あるいは中身が変わってくると、こういうことも出てくるのかもしれませんが、一定の方向性

をこの管理計画の中でお示しをしていくことはできるし、それをしていかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 義務であれば、実施していただけるということなのだろうなというふうに思いますけれども、そこら辺を計画を立てて、それを例えば受注をされるような皆さんに対して公表できるのかどうなのかわかりませんが、もしできるのであれば公表して将来の受注側の見通し、あるいはこれだけ仕事があるのだったら1人ぐらい雇ってもいいかなと思う業者さんもひよっとしたら出てくるかもしれませんので、もし公表ができるのであればずっと公表していただければありがたいなというふうに思います。

それでは、ここからはなるべく順番に沿ってお伺いをしていきたいというふうに思います。まず、1の1のホスピタリティー、こういったことに対して質問をさせていただきました。この中の特にホスピタリティーについてちょっとお伺いをしたいなというふうにも思いますけれども、近年は市長の政策もありまして、先ほど交流人口、名寄に流入する観光客の人数でしたか、お伺いしました。何か減っているようにお伺いしまして、いつきの「星守る犬」だとか、そういった影響もあるのかもしれませんが、かつての時代からはイメージが変わったなというふうに思っております。天文台を初めとして、ひまわりだとか、そういったことを求めながら名寄に訪れる方がふえてきているなというのは、私は若干実感をしているなというふうに思っております。そういった中でホテルのサンピラー温泉のいろいろ問題もありまして、そういったところの改修、あるいは新しくできるホール、そういったところで例えばお客さんが来たときの接遇のやり方、気持ちの持ち方、そういったことをやはりもう一度しっかりと持って流入客、交流人口に備えてはいかかかなと。それは、職員の皆さんだけではなくて、そういった指定管

理を受ける皆さん、あるいはひよっとしたらホールの運営だったらボランティアの皆さんもそうかもしれません。そういった皆さんが一度ちゃんとホスピタリティーだとか接遇だとか、そういったことをしっかりと学んで、そういった中から交流人口を求めていくということが必要なのではないかなというふうに思っております。といいますのは、やっぱり交流人口を求めていくというのは最終的には私は人数ではなくて経済効果だろうなというふうに思っています。そこには、やっぱり我々側もしっかりした気持ちを持って、これをやがてはちゃんと経済効果に結びつけていくのだという思いの中から笑顔が出てきたりだとか、そういうこともひよっとしたらあるかもしれません。そういったことも含めてやっぱり受け入れる姿勢、態勢を学んでいくということが必要なというふうに思いますので、この件に関して考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 人口減少問題が叫ばれる中で地域が外から来ていただく交流人口、あるいは移住していただける方だとか、また大学生みたいに定着していただく方もいるけれども、4年たって出ていかれる方、こういう外からの方たちをいかに喜んで受け入れて、そしておもてなしの心を持つということ、あるいはそうした方たちを寛容に受け入れていくということが、その心の持ち方が地域のこれからの浮沈にかかわってくるぐらい私は大事な問題だというふうに思います。そういう意味では、市民みんな挙げてそうした方たちをおもてなしをする、歓迎する気持ちを醸成していくということが大事だと思います。そのためには、当然研修も必要だし、数を重ねていくことで市民の皆さんがそういったことに喜びを感じていただける機会をつくっていくことも大事なのではないかなというふうに思います。

名寄市の観光振興計画の中で掲げている交流人口の拡大を推進する組織でございます名寄市観光

交流振興協議会がございます。これは、名寄市、あるいは観光まちづくり協会、風連まちづくり観光、商工会議所、商工会、観光ボランティア、旅館業組合、これらから構成をされるホスピタリティー部会というのを設置をしてございまして、この部会ではおもてなしの心を持って市民に接し、来訪者を温かく受け入れることを目的にさまざまな取り組みを進めているということでございます。こうした取り組みをさらに推し進めていくということはもちろんでありますけれども、部会員はもとより、協議会全体としてホスピタリティーの大切さというものをしっかりと認識をし、また市民皆さんにも伝播をしていくということをこれからもやっていかなければならないという考え方でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 市長は、もとは、今もそうかもしれませんが、ホテルを経営されていますので、そういった接遇だとかというのはよく理解されているかもしれませんが、一般の方というのは案外わかっていない部分が多いと思います。改めて学んでいくということもやはり必要なというふうに思いますので、ぜひそういった取り組みをよろしく願いたいなというふうに思います。

それでは次、大項目1の3番目についてお伺いをしたいと思います。先ほど市長からの答弁でもこういったストーリーを設けてどうして名寄に来ていただく必然性をつくっていかなくてはいけないというふうな答弁をいただきまして、これは全くそのとおりでなというふうに思っておりまして、これもどこかの、メモをちょっとできていませんけれども、どこかのところで検討していただくというような答弁をいただいたかなというふうに思います。どうしてそういうふうに思ったかといいますと、ある大手広告代理店の方と話す機会がありまして、名寄にお越しになった際に名寄のまちの中のことをいろいろお話をし説明をして、そ



うするとなるほどね、こうやってすごい要素、それこそ財産っていっぱいあるのだねという話が、ではこれを利用してどうやったら名寄にお客さんが来てもらえるようになりましょうかねというふうな話をしたら、やはり何で名寄に来なくてはいけないのかという理由づけが1つ、それともう一つはそのストーリーが必要だよねというお話をその方からお伺いをしました。なるほどなと思いましたが、やはり私どもではなかなかそういうストーリーというのはできないかもしれません。だから、そういったときにはある程度専門家の皆さんに相談するというのも、これまた先ほどの景観ではありませんけれども、必要、早道かもしれません。そういった取り組みについてちょっとお考えがあればお知らせをいただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど名寄市観光交流振興協議会の中でこうしたことについてはぜひさらに議論を深めて検討していきたいというお話をさせていただきました。これまでもこれに類似をするさまざまな取り組みを専門的なコンサルタントの方だとか通じてやってきている経過もありますけれども、なかなか実になっているもの、実になっていないものもあるのかなというふうにも思うところがあります。専門的な見地のところからのアドバイスも当然いただくということは継続しながらやっていくというふうに思いますけれども、まさに今このストーリーなんていうのは総合戦略を策定していく過程の中で具現化していく大きなチャンスなのかなというふうにも思っているところであります。ここは私なりの思いもあるし、しっかりとまたたき台をつくりながら市民の皆さんともより協議をして魅力的な地域づくり、そして場合によってはストーリーを構築することによってのそうした交流人口の拡大ということもぜひとも視野に入れた戦略を策定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次へ移らせていただきたいと思ひます。大項目の2の2番目の合併の評価について答弁をいただきまして、この間さまざまな事業を行い、あるいは農業のブランド化ということも進んできたというふうな答弁をいただきまして、まことにそのとおりでなというふうにも思ひております。この間の実績を踏まえつつも、地域の団体の統一にはまだ若干至っていない部分はあるということでもありますけれども、これは余り無理をして力づくでやるのもちょっと難しい、ここまできてとなると難しい部分かなというふうにも思ひますので、ある程度促進、促しながら見守るといふことも必要なのかなというふうにも思ひております。この間合併をすることによって財政も潤ってきたのかなというふうにも思ひております。そういった効果と、効果については結構です。今後算定がえが減少していくという傾向にあるわけですけれども、そこら辺が若干総務省の考え方の中で緩和されたというふうにも伺ひておりますけれども、そこら辺の状況についてお知らせをいただければと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 私と久保副市長も合併連携市町村会議ということで、総務省のほうに合併してまちが寂れてしまつては合併した意味がないですよ。国策として平成の大合併をしたのですけれども、そういう中で地域の要望活動も一定の成果を上げたものとして、合併算定がえで6億8,700万円ほど平成33年から減るといふものが3割程度の削減で、平均的に3割程度で済むのではないかと。だから、そこら辺でいうと2億円から2億5,000万円程度の削減で済むような情報を得ています。ただ、これはあくまでも平均値でありますので、合併した市町村の数であるとか、合併市町村の面積によって消防の機能である

とか、ごみ収集の機能であるとか、こういうものに対して一定の国が合併して寂れなくて、合併してもちゃんと住民サービスを提供できるような財政支援、いわゆる地方交付税措置はどの程度のものなのかということがこの間の要望活動も含めて明確に示されたものだなというふうに考えています。先ほど東議員が言われましたように、合併してからできるだけ住民サービスを減らさないような形をどうできるかという部分でイの一番にやってきたのは、組織のスリム化という形で職員のところで多少削減をしながら、その分の財政効果をしっかり備蓄してきたということでありまして、それと連動する形で国の支援が少し削られるものが緩やかになってきたということで、その辺は先ほど加藤市長も言っていましたけれども、20年先を見据えたまちづくりという面で見ると、合併して一方的に交付税が削減されてまちが疲弊するということについては一定の配慮がされたので、これから名寄も市立病院の機能であったり、大学の機能であったり、それから自衛隊駐屯地も含めて若い人方がまちの中にいっぱいいるということが名寄にとっての特色あるまちづくりができるものかなというふうに考えておりまして、この辺はしっかり国の制度で保障された財源を生かしたまちづくりというのは第2次総合計画の大きなテーマになるのではないかなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） よかったなと思います。6億8,000万円という大きな数字、それに向けて財政の健全化を図ってきたわけなのですが、これが3割程度で済むというのは合併自治体においては大きなニュースだったなというふうに思います。これに甘んずることなく、無駄遣いをしないで節約をしながら健全運営に努めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次に進めさせていただきたいと思っております。大項目の3の1の健康寿命の長寿化と地域

担当制について、あわせてちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。地域担当制を平成27年度から導入をしていただけるということで、ありがたいなというふうに思っております。やはり地域の皆さんは、なじみの顔の方が来ていただくと何となく安心して親近感があると、何となくすぐ電話かけられるというふうな認識を持っているようでありますので、こういった取り組みを進める中で地域とのつながりをぜひ深めていただきたいなというふうに思っております。こういった中でいろんな町内の高齢者の皆さんと話をする機会があるのですけれども、町内会単位で運動をされている町内会もあるけれども、やはりできていない町内会がまだ結構多いと、何かきっかけがあればできるのだけれどもねというところで終わっている町内会とかが案外まだ多いのではないのかなというふうに思っております。こういったことから地区の担当の保健師さんがこれから生まれるわけですから、ひよっとしたらそういった部分も促進していくのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺についての地域担当制とそういった健康寿命の長寿化、運動の促進ということについて考えがあればお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 保健師の地区担当制でありますけれども、今議員からも御紹介がございましたけれども、平成27年から導入させていただきたいと今準備を進めさせていただいております。この制度のメリットといたしましては、地区の全体像、また健康問題の把握が可能となるということ、また地区の健康課題や実態に沿った保健活動ができると、また住民との距離が近く、また地域との連携、協働活動も築きやすいというような利点がございます。それで、現在考えておりますのは、地区を4つに分けたいと考えておりまして、民生委員連絡協議会が5つ地区がございしますが、その東と風連地区を一緒にいたしまし

て、残り3つ、南、西、北ですか、の3つと、あと東地区と風連地区をあわせた全部で4つの地区に分けて、それぞれ2名ずつ保健師を配置いたしまして、そこの各地区をさらにまた2つに分けて、それぞれこの地区はこの保健師だと、今おっしゃったような顔の見える、この地区は私ですということで住民皆さんにわかっているような形でそこの担当ということで考えております。

健康寿命の部分でもお話ございました、健康づくりについて。ちょうど先月、2月末ですが、ついにと申しますか、名寄市の高齢化率も30%を超えました。国の社会保障・人口問題研究所の試算によりますと、平成32年に65歳以上の高齢者のピークを名寄市は迎える、また平成37年、今から10年後ですが、団塊の世代の皆さんが全て75歳以上ということになりますので、医療、介護を必要とされる方がさらに増加されるということが見込まれております。その意味におきましても健康寿命を延ばしていく、自分のことは自分でできるような期間を延ばしていく、この取り組みがますます重要と考えております。それで、各種町内会での健康づくりの取り組み、先ほども市長からも申し上げましたが、みんなの体操ですとか、筋肉のロコモ体操ですとか、あと保健推進委員の方がやっていますリズム体操ですとか、地域包括支援センターの嚙呼体操、また週1回の健康づくりの体操教室を福祉センターで実施をさせていただいております。今後につきましては、これらの継続をしていくためには一定程度の指導者の方の養成も必要と考えておりますので、地域包括支援センターによります介護予防サポーターの養成をますます盛んに行っていかにさせていただいたり、また保健推進委員の方の健康づくりに対する活動ですとか、健康体操の取り組みなどについての研修もさせていただきたいと考えております。また、さらには平成27年度からなよろ健康マイレージ事業を推進させていただきまして、

18歳以上の方、若い段階から健康づくりの取り組みのきっかけづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 来年度から少しずつ前進していくのかなというふうな明かりが見えるような答弁をいただきまして、ありがとうございます。保健師さんは、そういった健康の管理だとかというのはプロですけれども、事運動ということになると本当のプロではないというふうな何っております。それは、やっぱり体を動かすことを助けるプロの方がいらっしゃるというふうにも何っておりますので、そういう方もできれば保健センターの中に本当はいていただいて保健師さんと一緒に地域を回るというふうな取り組みがもし行っていたらいいようなことがあれば進むなという感じがしておりますけれども、今後の課題としてよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次行かせていただきたいと思います。9分ですので、市や公共施設からの物品発注についてなのですけれども、特に名寄市内の業者さんで扱えないものを地方の業者さんから購入をしているというふうな答弁をいただきましたけれども、そこら辺が本当にどういうふうになっているのか、ちょっと規格を変えればこれは名寄で買えるよねというようなものはないのかどうなのか、そういったことも今後一度全体的な調査をしていただいて、なるべく地元企業の育成という観点から地元の業者さんを使っていただきたいなというふうに思いますけれども、このことに対しては求めておきたいと思います。ぜひ実態、本当にそういうふうになっているのか調査をしていただければありがたいなというふうに思います。

5番目の1のごみ処理についてお伺いをしたいなというふうに思います。いろいろ答弁をいただきまして、その中でリサイクルについても御答弁をいただきました。そして、炭化センターの状況についてもお伺いをいたしました。これは、ダイ

オキシンの規制ということから焼却施設が使えなくなる、そういったことから最終処分場に全部埋め立てなのかなどなのか、いや、そうではなくてやはり何らかの中間処理をしようということに炭化をしようということに、正直言って苦肉の選択だったような気がします。炭化処理ということの選択をいたしました。こういったことの中から、焼却をしていた時代と比べると処理品目、処理の量がやっぱり大幅に減っているなというふうに思います。その分最終処分場に行ってみるとたくさん、例えばこれが焼却であればそっちのほうで中間処理ができるなというものがいっぱいあります。その分早く最終処分場が埋まってしまうというわけでありまして。さらには、分別がなかなか炭化というのは難しく、新しく転入される方あるいは高齢者はなかなか理解がしづらいかもしれません。名寄は通勤族の方が比較的多い中で、本当はわかりやすい分別、単純な分別、こういったことが市民生活の中では過ごしやすいのかなというふうにも思っております。それにしても今精密機能検査を行っている最中でありまして、その結果を見ながらではありますけれども、そういった市民生活をしっかりと視野に入れた将来の中間処理のあり方、それに伴うごみの総合的な処理のあり方、今最終処分場建設の最中でありまして、外に向けてこういうことを話することはできないのかもしれませんが、やっぱりこういう議論の準備ということは少しずつしておいたほうがいいのかなというふうに思いますけれども、その点について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほどの物品発注の関係なのですが、これについては地元発注の関係については最大限の努力をしています。それから、学校とか大学との関係では一部特殊なものがありまして、それから市外から買うということの理解をしている先生方も過去にはいらっしたことあるのですが、そこは大学、小中学

校についてしっかり周知もさせていただいて可能な限り地元発注に心がけておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、中間処理施設の関係なのですが、当時平成14年12月で焼却場がダイオキシン対策で不可になりました。そのときにいろんな議論をさせていただきまして、焼却するとダイオキシンが出る、当時の技術でいうと24時間稼働しないとダイオキシンの発生を防げないということと、それにかわるものとして小規模な焼却にかわる炭化ごみということで大都市部のほうで大きなレストランであるとか、そういうところでありまして、究極の選択として広域で処理をして対応するということが決めたのが今の炭化処理です。この処理につきましては、その後技術革新もありまして、焼却しても24時間稼働の焼却をしなくてもダイオキシンが発生しないような状況になりましたけれども、ごみ施設の耐用年数そのものがイニシャルで15年は少なくとももつと、そこに若干手を加えると20年、25年もつというようなかんじの中です。ただ、焼却施設から比べると炉の大規模修繕とか、炉の改修も含めて相当お金もかかるということも含めて次なるところは、先ほど東議員がおっしゃいましたように分別のしやすさも含めて最終処分場の延命策を図ることも含めて一番課題になっているのは木質系のごみです。木質系のごみについては、破碎機を使ってかなり細かく砕かない限りは入れることが難しい、結果として最終処分場のほうに回っていく、その処分場についても相当大きなお金がかかると、こういう状況でありますので、先ほど市長が申しましたように機能検査をしっかりとやって費用対効果も含めて、それから今後、通勤族の多いまちであるがゆえにほかの市ではほとんど焼却でやっているものを名寄市は炭化処理方式を採用しているということもありますので、この辺につきましては余り表でなかなか検討できませんけれども、内部

では広域の中で首長会議があったり、副市町村長会議、担当レベルの課長会議もありますので、この辺についてはしっかりおくれることなく対応してまいりたいと思っています。時間的なスケジュールでいいますと、基本計画をつくったり、基本設計、実施設計、工事期間でいうと2年、3年と考えますと、決して今から検討することは早過ぎるわけでもないのでありまして、しっかり性能検査を踏まえた後早目早目の検討については心がけてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

時間がないので、最後市民ホールの体制とアウトリーチについてあわせてお伺いをしたいなというふうに思います。市民ホールにつきましては、この運営体制についてはプロデューサー的な人を置くとか、そういった答弁をいただきました。自主事業を行う場合には、1年以上前から計画を立てて発注というか、内々の約束というふうな形になっておりますので、27年度になったらすぐ作業を始めないと28年には間に合わないのかなというふうに思いますので、そこら辺適切な素早い運営、それと判断をする仕組みづくりをお願いをしたいなというふうに思っております。

それと、アウトリーチについても前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。これは、福祉の観点からという部分もございまして、あるいは芸術文化ということからも考えて、名寄大学は当然あそこは福祉を学ぶところでもあり、児童学科というのは音楽を学ぶところでもあり、今度講堂もできるわけでありまして、そういった大学とのコラボレーションといいますが、そういったこともひょっとしたら視野に入るかもしれません。これらについても若干答えをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今市民ホールの1つ目としては、事業を企画するに当たって1年前以上から検討が必要ではないかという話がありました。まさに議員おっしゃられるとおり、いろいろ事業を企画するに当たっては当然出演してもらう方のスケジュールもありますし、文化庁なりの補助金の申請等いろいろなことがありますので、10カ月ぐらい前からきちんと事業を組み立てていく、そういったことが必要だというふうに思っています。ただ、ちょっと27年度につきましては今のホールの建設含めて、そちらに集中してまいりまして、なかなか事業が組み立てられなかったというのがありますけれども、28年、29年、30年、そういった中ではしっかりとした事業を組み立てる体制をつくりながら進めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

今アウトリーチの関係で話がありました。当然ホールの活用で音楽や演劇の鑑賞だけでなく外に出向いて、ホールにもちょっと足を運べない方々にもどうやってそういった提供の場を与えるかという部分も含めて今後具体的に考えていきたいというふうに思っていますし、当然その中では大学なり、そういった施設も含めて活用もできるかというふうに思っていますので、福祉団体等々も含めて連携をしながら今後進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新名寄市の10年を振り返って外5件を、山口祐司議員。

○17番（山口祐司議員） 皆様、お疲れさまで

ございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、新緑風会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1番目、新名寄市10年を振り返ってと題して質問をいたします。新名寄市が誕生して早いもので10年を迎えます。合併後名寄市立天文台、風連地区市街地再開発事業、駅前交流プラザよろーななどが整備され、現在市民ホールEN-RAYが5月のオープンを目指して建設が進められております。合併特例債も市民生活向上に向けて有効に支消され、その消費率が9割とのことでもあります。道内ほとんどの自治体は、札幌市などを除き、名寄市を初め人口の減少傾向が進んでおります。合併後も財政状況は厳しい中であっても、立派に整備された公共施設を多くの市民の皆様が愛着を持って大切に有効利活用されてきました。かかる公共施設の価値観を高めていくためにも、これからは若者の人材育成やまちづくり事業に一人でも多くの市民の皆さんが各種事業に積極的に参画していく意識の醸成を図っていくことが重要と考えます。合併10年を振り返って市民の皆様もいろいろな思いがあると推察をするところではありますが、改めて市長としてのこの10年をどう評価されているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

また、今後の未来に向けてまちづくりをどう進展させていかれるのか、展望をお聞かせいただきたいと思っております。

大項目の2つ目、市民直結の施設維持管理についてでございます。まず、公共施設の維持管理について、2013年、北海道新聞が全道179市町村を対象に行った公共施設の老朽化に関するアンケート結果を公表しましたが、その結果7割に及ぶ市町村が安全性や維持管理に対して懸念を示したとされております。厳しい財政状況は合併後も変わらず、人口減に伴い普通交付税も今後は減額を余儀なくされる状況ではと考えます。市内各所に及ぶ新旧の公共施設、市民生活を守るために

より安全にどう維持管理されるのか、長寿命化計画については市長の市政執行方針にも一部述べられておりましたが、改めて現状をお聞かせいただきたいと思っております。

また、先月本市で開催されました定住自立圏セミナーで施設整備につき釧路市の計画を事例として安全確保、将来世代負担の抑制などについて行政課題が論議されたようですが、名寄市として維持管理に係る課題をどのように捉えておられるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、安全な冬を過ごすための除排雪対策についてでございます。名寄市では、御承知のとおり昨年12月3日から4日にかけて大雪に見舞われ、特に3日の24時間降雪量が73センチと12月としては史上最多を記録したところであります。

さて、除排雪業界においてであります。長年続いた公共工事削減の影響で建設業界で働く人が減り、除排雪機械を操作するオペレーターの減少と高齢化が進んでいるため、このままでは将来にわたっての除排雪体制を維持するのが難しくなるのではとの懸念もあるようです。市民との協働で総合的な除雪体制を確立するとしておりますが、多雪年対応として特に市街地における住宅密集地の場合を考えますと、時代に合った雪に取り組む体制を改めて考えていくことも大切だと思います。ある自治体では、住宅街独自で住民に組織化を図り、市民、行政との協働で運動を続けているところもあるようでございます。従来の排雪ダンプ助成のほか、現状に合った方策などの見直しを図る考え方についてお伺いをいたします。

次に、田んぼダムでの水位調整についてであります。昨年8月上旬の豪雨により名寄市内の畑、水田等に多くの被害が出ましたが、その際でしおがわ土地改良区より田んぼダム、すなわち水田1枚1枚の落水口を閉めるよう連絡がありました。田んぼダムとは、豪雨の際一端水田に雨水をため、雨が小康状態になり、排水の水位が下がってから落水することで下流域の被害を最小限に抑える効

果があるといえます。行政側としても、今後の豪雨対応として水田農家に対して改良区やJAと連携し、連絡体制を整えておくことが農地の被害はもとより、市街地、住宅街の減災につながるものと考えますが、見解をお伺いいたします。

大項目の3番目、市民経済の安定と産業振興についてであります。1点目、道の駅なよろから町中への誘導策についてですが、名寄市の南の玄関口として道の駅なよろは連日多くの来場者が訪れ、全道でも指折りの道の駅としてにぎわっています。また、名寄産の農産物はもとより、市内の特産品など充実した品ぞろえで来場者を満足させている施設であり、まさに名寄市の観光拠点であると言っても過言ではないと言えます。そこで、道の駅なよろが観光拠点という観点からお聞きをいたします。道の駅なよろには市内はもとより、市外より多くの観光客が訪れますが、この観光客の皆様を道の駅から町中への誘導策についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、名寄市の移住、定住対策の状況についてですが、昨年度旧風連高校教員住宅を改修整備した2棟のお試し住宅が好評で、利用いただいた方の中には実際に名寄に移住された例もあったとのことですが、現在名寄市への移住、定住の状況はどうかお聞かせいただきたいと思えます。

また、移住希望者に対する説明の状況、移住促進に当たってどのような課題を持っておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

次に、若者の雇用安定と都市流出を防ぐためにですが、日本創成会議の提言では若者が結婚、子育てしやすい目安として年収500万円のモデルを目指した雇用、生活の安定を掲げていることは御承知のことと思えます。北海道も昨年夏に有識者会議を設置して、1つ目に仕事と家庭の両立支援、2つ目に未婚化、晩婚化対策、3つ目に若者の雇用安定化、4つ目に道外への転出対策、5つ目に札幌一極集中への対応などを検討課題として取り組みの指針を年度内にまとめるとしています。

地方の人口減少の最大の要因は、若者の大都市への流出が主因とされており、それを引きとめるには地域の資源を生かした新産業の創出や地方企業への就職支援などが必要不可欠としております。市長も地方創生は大きなチャンスとして捉え、年内には総合戦略策定、28年度以降の総合計画に反映するとともに、新年度早々に外部策定審議会を立ち上げるなど、今後のスケジュールを公表されたところであります。今後20年から30年後複数の自治体が消滅するのではとの指摘もされており、実態として道内の人口は一昨年全都道府県最多の2万9,000人が減少したとも言われており、名寄市や根室市と同規模のまちが1つ消滅したことになります。こうした悪循環の中で各自治体はどう生き残っていくか、もし予想どおりとすれば大きな問題であります。これらに打ちかつためには、名寄市が持つ多くの生産可能資産を有効に活用するなどの創意工夫を凝らしてぜひこの難題に立ち向かっていただきたいと思えます。市長の見解をお聞かせください。

次に、ふえる空き家対応についてでございます。全道的にも社会問題化している空き家対策は、個人財産の問題でもあり、各自治体においてもその取り組みは苦慮しているものと思われまます。ことしの冬は、現在のところ例年になく少雪年の状況にありますが、例年は屋根の雪おろしをしていない空き家が倒壊の危機にさらされたり、その数は年々増加傾向にあります。夏は、雑草が伸び、蚊などの虫が大量に発生したり、小動物のすみかになったりと近隣住民からの苦情相談も多いと聞かされます。また、景観上や防犯の観点からも何らかの対応が行政的にも必要な時期に来ていると思われまます。郊外地区においても高齢化及び離農等で空き家はふえている状況にあります。所有者に撤去などを求める条例を施行している自治体もあるようですが、それにいたしましても所有者が費用を負担しなければならず、これら対策もスムーズに進んでいないと言われております。今日まで

本件につきましては何人もの同僚議員からも取り上げられておりますが、担当部署での空き家に係る相談状況、行政指導状況及び所有者の確認状況などを含めてその対応は現在どのようなになっているのかお伺いをいたします。

次に、名寄市の未利用財産についてですが、名寄市は財政の健全化の確保を掲げ、その中で市税などの徴収率の向上と遊休地などの処分実施を挙げていますが、単に財産を保有、維持するだけでも保険料、管理業務経費などが必要となりますが、これら未利用財産の管理、処分の状況と課題をどう捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

大項目の4番目でございます農業振興について、まず初めに6次産業化の取り組みと現状についてお伺いをいたします。6次産業化は、農産物生産の1次産業プラス食品加工、製造の2次産業プラス流通、販売、さらに観光の3次産業を組み合わせ、多角的または多業種との連携によって高い付加価値や新たな食と農の連携ビジネスを創出していく新しい産業であります。6次産業化法が平成23年3月1日に施行され、国も6次産業化を推進し、支援のための交付金もあり、各地で広がりを見せていると聞きます。名寄市においては、ふうれん特産館が既実践し、成功の上、営業を行っています。全国的にも北海道が事業計画認定業者数が1位であるとのことですが、本市におけるこれらの取り組み、展望についてお伺いをいたします。

次に、農地集積の現状と担い手対策ですが、名寄市においても団塊の世代が移譲、離農のピークを迎えています。担い手や農業後継者の育成は喫緊の課題であり、この農家の子弟を中心とした土地利用型の農業を継承しやすい体制に整備することが重要と考えますが、名寄市の農業経営者の年齢構成の現状と賃貸、売買等に関する今後の見通しと集積はどうあるべきと考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、食品加工の企業誘致の考え方についてですが、企業誘致につきましては加藤市長も就任以降トップセールスとして努力をされていることと思っております。優良、新鮮な農産物を豊富に生産、供給できる名寄市としてこれを優位性として生かせるような食品加工の企業に的を絞った誘致はできないものか、現状をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、ファームコントラクターの取り組みについてであります。近年地域の中核を担っていた団塊世代を初めとする大規模農業者の離農が徐々に目立ち、農地の流動化がより深刻化する中で高齢化や規模拡大による労働力不足により作付作物の偏重など、健全な営農体系が保てない農業者がふえてきており、離農や耕作放棄地の発生が懸念をされております。特に繁忙期だけに限定したパート雇用従業者の確保も難しい状況にあると言われ、部分的な作業委託においても受け手となっていた中核的な農家の規模拡大が進み、他の引き受けが困難な状況になっているとのことでもあります。このことから、農作業の時期的な労働負担の軽減や労働力不足による過重労働の軽減を図るためにも農商工連携による新たな制度やコントラクター組織等の設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

大項目5番目、薬物乱用防止教育の考え方についてですが、現在覚醒剤、大麻、それに加えて危険ドラッグなどの乱用が大きな社会問題となっております。薬物乱用依存を未然に防ぐためには思春期、青年期に行う予防教育が非常に重要と言われております。思春期、青年期はまだ脳が発達していない時期ですが、中でも判断や意思の決定をつかさどる前頭前野の部分は未完成であり、若者の危険な行動や薬物の乱用はこの脳の部分と深い関係があるということです。今全国各地で多発傾向にある状況を踏まえて、現在の教育現場での対応と考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

大項目の6番目に、市内防犯カメラの現状と対



策についてですが、防犯カメラについてはこれにより多くの事件、事故が解決されるなど、地域の安全確保と犯罪の未然防止に大変効果があります。一方で、プライバシーへの配慮や画像の適正管理についての課題などもあります。治安対策を早期に対応することが望ましいと考えます。そこで、お伺いをいたしますが、現在名寄市内の公共的な場所での防犯カメラの設置状況はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

また、児童生徒の通学路安全確保や高齢者の見守りなどの観点から、安全、安心なまちづくりのため人通りの多い中心商店街や学校、公共施設など市民が多く利用する場所での設置の必要性が求められると思っておりますが、設置についての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 山口議員から大項目6点にわたりまして御質問をいただきました。教育行政以外に係るところをまず私から御答弁をさせていただきます。

大項目1、新名寄市の10年を振り返って、小項目1、現在までの評価と未来についてでございます。合併当時の旧名寄市と旧風連町の財政は、国が進める構造改革により、多くの小規模自治体と同様老朽化した公共施設の改修や新規事業への取り組みも困難となるなど非常に厳しい状況にあり、このため新市の誕生による地方交付税の算定がえや有利債の活用、組織のスリム化などによる市財政の健全化や新規事業の推進による市民福祉の向上、また地方分権に対応できる行政組織の確立を図る必要性から合併の道を選択したものと承知をしております。新市においては、健全な財政運営を基調としつつ、市民の安全、安心や経済の活性化、教育文化などの向上を図るための整備を行うとともに、地域の財産を生かしたまちづくりを進めるほか、自治基本条例を制定をし、市民が

主体のまちづくりを推進をするなど一定の成果があったものと認識をしておりますが、一方でそれぞれが100年を超える歴史を持つ自治体同士の合併であったことから、これまでの期間では解決できず、今後に残された課題もあるものと受けとめております。現在我が国が人口減少、超高齢化社会を迎える中、数多くの地域で若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかる悪循環に陥っております。私といたしましては、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に生かしながら、将来にわたって自立的で持続的な地域社会を構築できるよう、市民、行政が一体となった地域を挙げてのまちづくりに全力で取り組んでまいります。

大項目2、市民直結の施設維持管理について、小項目1、長寿命化計画の現状についてお答えをいたします。長寿命化計画につきましては、建設水道部各所管課において管理をしている施設等で策定をしております。初めに、公営住宅事業ですが、平成22年度に名寄市公営住宅等長寿命化計画を10年計画で策定をしておりますが、この間国及び地方における財政難を背景に既存公営住宅を長期間有効活用する方法として予防保全的な維持管理を重視をし、少ない費用で長寿命化を図っているところであります。また、市内15団地の長寿命化計画の具体的手法として、建てかえ、長寿命化改善、個別修繕、用途廃止を団地別に適切に対応して維持管理費の削減に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、道路事業についてであります。全国的に社会インフラの総点検を速やかに実施をすることが求められている中、近隣市町村や観光地へ連絡をする交通量の多い路線や国道、道道をつなぐ路線について平成25年で約21キロを、平成27年度の予定で約67キロの路面性状調査を完了をいたします。その調査結果から、修繕計画に沿って早急に修繕が必要な路線を見きわめて計画的に舗装改築を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成26年度につきましては、風連東風連線と風連21線の舗装改築を終えているところがあります。

次に、橋梁事業であります。市民や利用者の生活と暮らしを守るための安全、安心の確保、老朽化した橋梁の修繕に伴う莫大な費用を軽減することを目的に従来の事後的な修繕から予防的な修繕へ転換する必要があることから、平成21年度から平成24年度までの4カ年において橋梁遠望目視点検を行い、その点検結果から平成25年度に名寄市橋梁長寿命化修繕計画の策定を終えたところでございます。この計画に沿って特に修繕が必要な橋梁について修繕工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、公園事業につきましては、現在供用開始から30年以上経過をする公園が約67%、10年後には約89%に達し、公園施設の老朽化が著しいことから、快適で安全な公園利用の確保が難しい現状を踏まえ、平成22年度に名寄市公園長寿命化修繕計画を策定いたしました。その計画に沿って平成23年度から平成32年度までの10カ年で公園施設の遊具等の更新を進めてまいりたいと考えております。平成26年度現在では、サンピラーパーク駐車場、大学公園の更新を完了し、平成28年度までに浅江島公園、名寄公園、風連西町公園の更新を完了する予定でございます。また、平成27年度からは町内会や地区ごとにある街区公園を更新してまいりたいと考えております。

次に、下水道について申し上げます。下水道管路施設長寿命化基本計画につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき20年を経過をした補助対象路線が該当となり、名寄処理区では平成23年度から分流污水管渠地区300ヘクタール、管渠60キロメートルと合流管渠を平成26年度までの4カ年でカメラ調査を実施をし、管渠内の状況を把握をして修繕が必要か、または新設管にするのか基礎調査を行い、

平成28年度から平成32年度までの計画を作成をし、実施をいたします。なお、風連処理区につきましては、20年を経過をしていないため対象外となっております。処理場については、平成22年度から平成23年度に長寿命化基本計画を策定し、機械、電気の情報システム電子化を実施をいたしました。平成24年度は、長寿命化策定業務を実施をし、名寄、風連両処理場の機械、電気設備983資産のうち耐用年数の1.7倍を超過した90資産の健全度を調査し、77資産を長寿命化による改築とし、平成25年度から平成29年度までの計画で実施をしております。

小項目2の維持管理に係る課題についてであります。去る1月19日に開催をされました北・北海道中央圏域定住自立圏セミナーにおける大きなテーマは、人口減少社会の中でどのように公共施設をマネジメント、管理運営をしていくかといったものでございました。講演の中では、釧路市の事例を参考として議論をされたものでありますが、名寄市にとっても同様の課題があるものと認識をしております。人口減につきましては、今後地方版総合戦略の策定を平成27年に予定をしておりますので、その中で現状や課題について議論していくこととなりますが、名寄市においても人口減少は避けられない状況と考えております。将来において人口が減る中、どのように施設を管理運営をしていくのか、今持っている機能を維持をしながら総合的に維持管理経費を含めた施設のライフサイクルコストを削減をし、将来世代に過剰な負担をかけないことが求められております。名寄市においても建物以外の道路などのインフラも含めた公共施設等総合管理計画を策定をし、この喫緊の課題に対応する必要がある、他の計画策定と整合性を図りながら、あるべき公共施設のマネジメントについて検討してまいりたいと考えております。

小項目3、安全な冬を過ごすための除排雪対策についてお答えをいたします。安全な冬を過ごす

ための除排雪対策について、これまでも道路幅員確保のための積み上げ除雪や交差点の見通し確保で巻き込み部分の除去や切り崩しから、さらに手前部分から広範囲に排雪しての安全性の向上など、さまざまな手法を取り入れてまいりました。現状の対策としては、通常の降雪での除排雪体制はおおむね確立をしており、昨年12月の大雪に対しても交通の確保を目的とした対応はできたと考えております。課題としては、オペレーターの確保と育成、除雪機械の老朽化に対応した更新などについて検討を進め、今後人口が減少の傾向にあります。除雪延長は比例して減少はしないことから、現状の体制について維持確保を図っていくことが必要と考えております。市民との協働による総合的な除排雪体制ということで、市で行う生活道路排雪は一定の基準で実施をし、平成25年度から取り入れた積み上げ除雪による路線ごとの幅員の確保と交差点排雪については今後も検証しながら継続をしてまいりますが、町内会が自主的に行う除排雪体制について他市町村の取り組みを調査をし、名寄市に合った支援方法を調査研究をしてまいります。

田んぼダムでの水位調整についてであります。田んぼダムの取り組みにおける効果につきましては、非常に大きいものがあると考えております。水田に貯留をしております水位を10センチ上げることにより、ヘクタール当たり1トンの流出水をコントロールできるということになりまして、名寄市内の水張り面積約3,500ヘクタールで実施をした場合には3,500トンもの雨水の急激な流出を緩和できるという計算になります。昨年8月の大雨被害の際も田んぼダムの取り組みが地域の自発的な実施により被害を最小限に食い止めることができました。名寄市内のみの取り組みにとどまらず、上流域の多寄町への取り組みを要請をし、市町村域を超えて取り組んだということも大きな減災力を発揮することができた要因でした。田んぼダムの取り組みについては、多面的機能支

払交付金の交付要件にも盛り込まれておまして、水田地域の全ての活動組織で取り込まれることとなっております。今後においては、その役割と効果について農村部のみならず市街地を含めた広報、啓蒙活動を展開をし、市民全体の理解を深めていくこととあわせてしおがわ土地改良区等と連携を図り、防災、減災力の強化に努めてまいります。

大項目3、市民経済の安定と産業振興について、小項目1、道の駅から町中への誘導策についてであります。道の駅もち米の里☆なよろは、道路利用者だけでなく市民にも利用される施設として浸透しているとともに、顧客満足度も高く、本市の観光拠点としての地位を確立しておりますが、道の駅はモチ米にこだわった特産品を初め、名寄産の安全、安心な農産物等を豊富に取りそろえている一方で、観光情報等を発信するスペースが不足をしている課題を抱えております。現在道の駅では、なよろ市立天文台きたすばる、名寄ピヤシリスキー場のパンフレット等が配置をされているほか、北海道立サンピラーパークやなよろ健康の森のポスター等にも掲示をされております。また、来客数が大幅に増加をする夏にはひまわり畑を多くの観光客が訪れるよう、民間事業者の協力を得てひまわり畑3カ所の開花状況がわかる掲示板を施設内に設置をし、回遊性と滞在性の向上に努めております。今後は、指定管理者はもちろんのこと、なよろ観光まちづくり協会や風連まちづくり観光と連携をし、道の駅を訪れる市外の利用者がより一層市内の周遊観光に波及をするように地域の旬な情報の提供や周辺地域を含めた観光情報の提供等について検討をしてまいります。

小項目2、名寄の移住、定住対策の状況についてであります。名寄市では、これまでも新規就農を初め市外からの移住者は多数おりましたが、平成18年度に北海道移住促進協議会に加入後当市においても正式に移住窓口を設置をし、平成24年度に官民一体となってオール名寄で移住対策に取り組むための名寄市移住促進協議会と庁内関係

部署により移住対策に関して協議をする名寄市移住対策庁内検討会議を設置をして実質的な取り組みを進めてまいりました。移住促進協議会での提案を受け、庁内検討会議で協議をした結果、旧風連高校の空き教員住宅を改修して移住体験住宅、名寄市お試し移住住宅を整備をすることとなり、平成25年7月から運用を開始をいたしました。初年度は、9月までに利用希望者が重なるなど好調で、そのうち1件は正式な移住に結びついたことなどから、平成26年度には隣接するもう一棟整備をし、同年7月から2棟体制となりました。その結果、平成25年度に夏期のみ3件だった利用が平成26年度には夏期6件となり、課題であった冬期間も3件の御利用がございました。さらに、新年度の利用希望も11月まで既に9件の問い合わせを受けてございます。移住希望者に対する説明については、お電話や来庁された方に対しては移住促進協議会と庁内検討会議での協議を経て作成をした移住希望者向けパンフレットをもとに営業戦略課担当職員が丁寧に対応をするほか、毎年首都圏で開催をされる移住フェアでは例年20件弱の相談を受けましても、十分な説明をしていることもあり、1件当たりにかかる時間が年々ふえている状況もございます。お試し移住住宅の利用者には退去時にアンケートをとっており、その回答と首都圏での移住フェアでの相談内容によると、子育て世代などの比較的若い世代では仕事があるかということや子育て環境が判断材料になり、また比較的高齢の方の場合は寒く雪深い名寄市での冬の生活に不安があるといった傾向が見られます。また、当市において移住してこられる方に対する優遇制度が特段設けられておらず、移住者向けの優遇策を有する他の自治体と比較した場合、優位性に欠けることも課題の一つであると思われまます。移住後については、今のところ目立った問題は聞いてございませんが、冬の落雪や雪はねなどに御苦労されているという声もあるようであります。空き教員住宅を活用したお試し移住

住宅のさらなる提供についてであります。先ほど御答弁しましたとおり現在運用している2棟は郊外型の移住体験住宅として利用が好調です。一方、今後は地方創生に基づく地方版総合戦略における協議なども踏まえ、市街地における移住体験住宅の可能性や空き家の移住者向け活用などについて移住促進協議会と庁内検討会議の場で検討していきたいと考えております。

小項目3、若者の雇用安定と都市流出を防ぐためについてでございます。新規高校卒業者の就職状況でありますけれども、ハローワークなよろ管内の状況を見ますと平成25年度就職希望者149人、そのうち管内での就職希望者が87人、全体の約6割が地元での就職を希望しています。一方で、管内の求人数は167人と管内の求人倍率は1.92倍ということでありました。その結果、管内の就職率は100%となっております。また、今年度は本年1月末現在で就職希望者数が177人、管内での就職希望者数が105人と昨年度同様に約6割が地元での就職を希望しており、管内の求人数が228人であることから、求人倍率は2.17倍、就職内定者は100人、管内就職内定率は95.2%となり、管内の求職数と求人数の状況を見ても人材が不足をしているということがわかります。若者の雇用対策の現状については、若手の人材育成、確保対策として市内建設業関係者から出されている特殊技能労務者の高齢化と若年後継者の不足に対応するために、新規学卒者を含む就業3年以内の若者に対して技術講習支援として上川北部人材開発センターと連携を図り、地域人材確保事業に取り組んでいるところです。また、平成28年4月の施行に向けて商工業に係る支援制度の見直し作業を行ってまいりますが、先般開催をいたしました名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会において、慢性的な福祉関係の人材不足を改善するためには市内の若い人材確保に努めることも重要であるが、少子化等の問題もあり、それらの対策だけでは問題点の解決を見出すことは

できず、市外から人材を確保する視点も必要という意見も出されました。そこで、問題となるのが賃金面において特に住居手当等の支給がなければ人材確保は非常に困難な状況となり、支援策の検討について切実な御意見をいただいたところであります。過去には名寄で働こう奨励補助などの支援制度もありまして、市外からの人材確保策として名寄での就職へのきっかけづくりに視点を当てた施策もありましたので、現状とそれらの改善策について関係機関と検討してまいります。

小項目4、ふえる空き家対応についてであります。近年少子高齢化や過疎化の進展によって全国規模で空き家問題が深刻化していることから、それぞれの市町村において空き家の条例化が進められてまいりました。こうした中で防災や治安確保の徹底を図るため、国において空き家対策に係る法整備を行うことの必要性について議論をされてきたところでございます。昨年11月の臨時国会におきまして空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立をいたしまして、本年2月26日、同法が一部施行され、国土交通大臣及び総務大臣により空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針が告示されたところでございます。本市における適正に管理をされていない空き家等に係る苦情相談は、毎年数件寄せられております。雑草が生い茂っていることによる害虫の発生、景観上や防犯上の問題、特に冬期間においては積雪による倒壊のおそれ、通行人や近隣住宅へ不安を与えるなど、その対応に苦慮しているところであります。本来適正な管理は所有者みずから行うことが基本であると考えておりますが、近隣住民の生活環境を著しく損なうなど緊急を要する案件については市から空き家等の所有者に直接面談をして指導対応をしております。また、所有者が地方にいる場合は、電話あるいは文書等で指導要請をしております。こうした空き家等の問題の対策について、このたび国は特別措置法により基本方針を示しており、今後その施策に沿っ

た必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

小項目5、名寄市の未利用財産についてであります。名寄市の未利用財産は、市の普通財産として管理をしている遊休財産として、建物については旧西風連小学校校舎や旧教職員住宅を含めて7件、土地については区画の大きな3,000平方メートル以上で13カ所、約13万6,000平方メートル、宅地用として9区画、約3,800平方メートルとなっております。建物の維持管理については、火災保険のほか、冬には直営での雪おろし作業等を行っておりますが、一方で風連日進や東風連、新生町にございます旧教職員住宅は地域おこし協力隊やちょっと暮らし用のお試し住宅などとして貸し出しを行っております。なお、使用に耐えない老朽化した建物については適宜取り壊し等を行っております。土地の維持管理については、大規模地の草刈り等は直営や建設業協会各社の社会貢献や業務委託などにより、また小規模地は直営で草刈り等管理を行っております。財産の処分については、合併後の平成18年度から今日までに建物では1件、104万円、土地については25件、47室、面積5万9,000平方メートル、売買価格1億9,400万円となっております。このほかにも平成25年度から旧風連中学校跡地を太陽光発電所用地として貸し付けをしているほか、法務局用地や3条6丁目にありましたビル、商業街跡地の貸し付け等も行っております。また、財産の処分等を進めるために昨年2月から広報、ホームページにより遊休地を公開をしておき、個人や業者からの問い合わせがふえてきておりますが、条件が合わず、契約には至っていないのが現状でございます。引き続き売り払い可能な遊休地情報を公開し、公募、公売を進めてまいります。

大項目4、農業振興について、小項目1、6次産業化の取り組みと現状についてであります。現在名寄市内における農産物の付加価値化として加

工、販売まで手がけている生産者の方は、モチ米の加工、販売を初めに、農村女性グループによる地場野菜等を活用し、みそ、漬物の販売、名寄のひまわり油、生産者によるトマトジュースの生産、販売等が取り組まれてございます。さらには、ワイン用ブドウの生産によるワイン醸造の取り組みが行われているところであります。これらの地元農産物を生産者みずからが6次産業化に向けた取り組みを促進をするためには、生産、加工技術、経営、マーケティング等多様な技術と知識が必要となります。名寄市では、各種農業団体や農業者グループが名寄市農業研修・販売促進活動支援等を活用して消費者の動向等を直接把握できるよう支援措置を講じているほか、生産者への情報提供に努めているところであります。6次産業化への取り組みでは、名寄産農産物のブランド化も重要であり、産地として生産量を初め、安全、安心で高品質の安定供給、実需者、消費者ニーズを的確に捉え、需要に応じた名寄産の農畜産物を安定生産をし、名寄ブランドの確立に向けて取り組んでまいります。

続いて、小項目2、農地集積の現状と担い手対策についてであります。農業経営者の年齢構成は、平成26年7月現在での農家戸数が657戸、そのうち後継者のいる農業者が123戸であり、率として18.7%となっております。また、65歳以上の農業者は240戸となっており、率で36.5%となっており、そのうち後継者のいる農業者は13.7%となっております。このことから農業者の高齢化と担い手不足が深刻な状況となっております。農地の総面積については、平成2年度以降の推移を見ますと多少の減少はありますが、現在まで1万ヘクタール前後で推移をしてきておりまして、1戸当たりの耕地面積は平成21年ではおおむね14.1ヘクタールとなっております。また、認定農業者等の中核的な農業者への農地集積率は88.6%となっており、1戸当たりの耕地面積は21.3ヘクタールとなっております。最近

の名寄市の農地のあっせん状況であります。平成23年度が売買43件、面積148.29ヘクタール、賃貸は79件、面積195.29ヘクタール、平成24年度は売買が77件、300.93ヘクタール、賃貸は79件、面積523.80ヘクタール、平成25年度が売買55件、209.81ヘクタール、賃貸は76件、408.06ヘクタールとなっております。この状況から、農業者の高齢化や担い手不足などを背景に経営規模の縮小や離農により農地の流動化が進んでおりますが、農地の中には引き受け手のない農地が増加をし、耕作放棄地となることが懸念をされておりました。今後農地の集積、担い手対策は大きな課題となっております。国の重要な施策として位置づけられている人・農地プランであります。土地利用型農業においては今後数年のうちに高齢化等により、多くの農業者のリタイアが見込まれることから、地域の合意形成を図りながら中心的経営体に農地がスムーズに集積をされるよう取り組みを進めております。また、関係機関で構成をする名寄市農業振興対策協議会では各専門部会を設置をし、農村振興部会では耕作放棄地や遊休農地の実態調査、人・農地プラン検討会では今年度から導入をした農業推進アドバイザーによる出し手に対する聞き取り調査による検討等を行い、プランの充実を図られるよう進めております。今後も地域別懇談会等を行う中から関係機関、団体を初め生産者の皆様、特に今後中心的経営体を担う若い生産者の意見を反映をさせてまいります。今後の担い手対策では、新規就農者への対策、後継者対策、花嫁、花婿対策を一体的に検討していく必要があると考えておりますので、農業者を初め関係機関、団体とも協議を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

小項目3、食品加工の企業誘致の考え方でございます。企業誘致につきましては、この間名寄市企業立地促進条例の一部改正を行う等、産業の振興、雇用の拡大を図られることを目的に各種PR

活動に努めているところであります。食品加工に絞っての取り組みといたしましては、平成26年度においては企業訪問を初め、北海道経済産業局への職員派遣を通じての情報収集を行う中で会社訪問や農産物の提供などを生産団体の御協力をいただきながら行ってきたところであります。名寄産農産物は、安全、安心な農産物が作付をされており、日本一の作付面積を誇るモチ米を初めとして、アスパラ、スイートコーン、カボチャ、バレイショ等、名寄産ブランドとして高い評価をいただいております。その優位性を生かしたPR活動を含めて関係機関、団体が有する情報を活用しながら取り組みを行ってまいります。

小項目4、ファームコントラクターの取り組みについてであります。JA道北なよろでは、担い手の高齢化に対応した労働力の確保とゆとりある農業経営の実現のために個人の経営を支援をする農業支援システムの構築と普及、定着を目的に名寄市ファームサポート協議会を設立をし、農作業の受委託の取り組みを進めているところです。平成25年度では、JAや営農組合等32団体が受託先となり、水稻、小麦、ソバ、アスパラ等の作物を中心として、耕起、刈り取り、播種、防除、代かき、田植え等幅広い作業で活用がされておまして、受託面積で5,590.79ヘクタールの実績がございました。名寄市でも個人経営を支援をする組織の育成や農作業受委託による農業支援システムを通じて農業者の高齢化や経営規模拡大、複合化による労働力不足の解消及び生産コストの削減を図るために受託組織が行う農作業受委託に対して支援を行い、農業支援システムの定着を促進しております。近年離農による担い手不足や農地の集積が進み、経営面積が拡大をしている中で労働力不足の改善が急務となっておりますので、関係機関、JAと協議をしながら対策を進めてまいりたいと考えております。

大項目6、市内防犯カメラの現状と対策について答弁をさせていただきます。複雑多様化する現

代において市民生活を脅かす予期せぬ事件、事故等が全国で発生をしております。特に子供や女性などは、犯罪被害に遭いやすく、時には凶悪な犯罪の被害者となるなど凄惨な事件が報道をされております。北海道警察では、凶悪な犯罪につながるおそれのある子供や女性に対する声かけやつきまといなど前兆事案の行為者に対し、検挙等の届け受理状況を公表してございます。これによりますと、平成26年における前兆事案の届け出受理数は3,287件、前年比307件、10.3%の増加となっております。被害対象別で見ると、915件と約30%が子供、残りが女性で2,372件であります。本市の声かけ事案の届け出受理数は、平成24年10件、平成25年27件、平成26年14件という状況であります。声かけ事案が発生をした場合、警察からの情報提供により直ちに市ホームページに案件を登載し、メール情報配信サービスを活用し、市民に周知をしております。また、庁用車の青色回転灯装着車による防犯パトロールを職員に依頼をしております。こうした犯罪などに対し抑止効果の発揮が期待されるものが防犯カメラであります。現在市内において道路、公園といった公共空間への設置はございません。ただし、公共施設に設置をしている箇所は、把握をしているもので20施設56台設置をしております。主な施設では市内4校の小学校に各1台、北国博物館に7台、市立病院に22台、よろ一なに4台などです。道路や公園などでの女性、子供の犯罪被害の防止対策として防犯カメラの設置が有効であると思われませんが、市民のプライバシー権を侵害するリスクや設置、運用にコストがかかるといった問題もありまして、幅広い市民の理解を得ることが必要であります。また、町内会など地域や関係機関との連携も不可欠でありますので、防犯対策についてさまざまな角度から研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私から壇上の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 大項目5の薬物乱用防止教育の考え方についてお答えいたします。

内閣総理大臣を本部長とする薬物乱用対策推進本部において、平成24年度の大麻事犯の検挙者の約5割が未成年及び20歳代の若者であり、青少年を中心に薬物乱用の状況をうかがえることが指摘され、極めて危惧する状況が続いております。平成22年に道教委が道内の4,860人の中学生を対象に行った薬物に関する意識調査によりますと、薬物の使用を勧められた経験があると回答した割合が約1%、薬物の使用について気持ちよくなれる気がする回答した割合が約7%、薬物を使用することを誰かに誘われたとき誘った相手が誰であろうと断ると回答した割合が86%であることがわかりました。このことは、中学生に薬物の危険性についての正しい認識が欠けていることや薬物に対する警戒心が薄れていることを示しており、極めて憂慮すべき事態であります。こうしたアンケートの結果からも見られるように、薬物乱用者の多くは最初に薬物を乱用した時期が青少年期であるとされていることや青少年期は依存性のある薬物を使用するきっかけが起りやすい時期であることに鑑み、小学生や中学生の時期から薬物乱用防止に関する指導を行う必要があります。このため学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、体育の保健領域を中心に道徳や特別活動など学校の教育活動全体を通して薬物に関する正しい知識と薬物乱用が健康に及ぼす影響等を理解させることや薬物を乱用しないモラルを育てること、薬物の乱用を避ける判断力や行動力を育てることが重要であります。これまでも本市の各学校では道徳や特別活動において自他の生命を尊重すること、社会の秩序や決まりを守ること、心身の健全な発達や健康の保持増進に努めることなど、薬物乱用の防止につながる指導を行ってきております。また、体育の保健領域では、小学校ではシンナー等の有機溶剤を取り上げ、1回の乱用でも死に至る場合があることや心身の健康に深刻な影

響を及ぼすことなどを指導しております。中学校では、大麻や覚醒剤を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい錯乱状態等を引き起こすことやさまざまな障害が起きることなどを指導しております。このほか、児童生徒に薬物の危険性等についてより具体的に理解させるため、名寄保健所や名寄警察署と連携を図り、市内の全小中学校で薬物乱用防止教室を実施しております。また、薬物乱用の防止については、学校のみならず家庭や地域が一体となって取り組んでいくことが重要であるため、厚生労働省作成の小学校6年生の保護者用啓発読本「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」子どもたちを薬物乱用から守るために」でありますとか、道教委作成の中学校の保護者向けリーフレット「薬物乱用から子どもたちを守るために」などを活用して家庭や地域に対する啓発活動を推進しております。児童生徒にかかわる薬物乱用防止は、予断を許さない状況であることから、教育委員会といたしましては各学校における保健の学習において児童生徒の実態を踏まえて薬物の乱用防止にかかわる指導の工夫改善に一層努めることや各学校で実施している薬物乱用防止教室に保護者や地域住民の積極的な参加を促すような取り組みを進めていただくようお願いしてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 大変どうもありがとうございました。何点か再質問させていただきたいというふうに思います。

まず最初に、新名寄市10年を振り返ってということで市長から御答弁をいただいたわけでありまして、10年といえますと早いようであつという間だったような気もしますけれども、この10年間各種事業を積極的に進めてこられたわけなのですから、合併後の一つ一つの事業に対しての功罪といえますか、いいところ、悪いところという、そういう10年間の検証というものをされるおつもりがあるのかないのか、ちょっと



お聞きをしたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 次年度27年度からまさに2次計画を策定していくという作業を2カ年間かけてということでスタートしていくわけでありまして、この中で当然1期目の総合計画を改めて検証していくという作業を行っていくというふうに思います。1期目の総合計画、当然合併してからの計画だということですので、まさにこれがそうした意味での検証になると、そのことの結果を踏まえてまた次の計画の策定をしていくということになるというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。確かに総合計画策定に向けてやはりその検証結果を踏まえて次の段階に行かなければいけないという作業というのは当然わかるわけなのですが、ただ思いますのは一つ一つの事業の中で、2つの自治体が合併してこの新名寄市ができたわけですから、そのことに対しての検証ということをややはり市民の皆さんにも伝えるべきなのではないかなというふうに思うのです。総合計画策定の段階でそれはしていくよとは言うのですが、ただ一つの節目としてその10年はどうだったのだということをややはり市民の皆さんに知っていただくことが大切なのではないかなというふうに思いますし、その検証結果を見て総合計画もそうですけれども、次のまちづくりの部分につなげていくという、今までの10年を振り返るという意味の部分というのは必要な部分ではないかなと思うのです。そのことについてちょっともう一度答弁をお願いしたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 施設等の功罪ということだけでなく、合併したことがどうだったのかということの総括をしていくということなのでしょう。まさにそうしたことをこの10年の節目に見直そうということで、見直そうというか、ひと

つ今までの歩みを振り返りつつ、これからの歩みをしていくという過程のもとに今回合併10周年に当たっての記念式典も開催をするだとか、そのためのフォーラムを開催したりだとか、そうしたイベントやそれにまつわる市民に対しての周知等を行う中で当然そうした議論、検証も出てくるのではないかなというふうに思っているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。風連町と名寄市というのは対等合併で成立した合併ということは、市民の皆さん皆知っている部分ではあるのですが、ただ風連地域的にいいますと、大きなまちと小さなまちとの合併ということで旧風連の住民的に見ますと、もう一度検証を求めるとい声というのがちょっと多いものですから、やはりもう一度そういう部分でその10年を振り返るということが大切なのかなという意味でちょっとお聞きをしたままでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

2つ目ですが、次に長寿命化計画の問題なのですが、橋にしても道路にしても市民生活に全て直結する部分なわけなのですが、先ほど平成25年度に橋梁の長寿命化改善計画の策定を終えたという話なのですが、橋梁の長寿命化計画についてその進捗状況というのですか、そういうものはどういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 平成25年に計画を策定をしたということで、具体的に25年以降ということで事業実施するわけなのですが、26年については御承知のとおり名寄公園なり遊具等の整備をしております。27年についても市長が先ほどお答えしたような状況で進めさせていただくということでございます。ただ、街区公園については少し、今回27年から始めてということでもありますけれども、街区公園についても27年

からという計画で進めるようになっていきます。もう少し詳細なというようなことでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 今公園の話も出ましたけれども、公園の更新という形で先ほどおっしゃっていましたが、中身的に公園の更新というのはどういうようなことをおっしゃるのか、遊具ですとか、全体的に更新するということなのでしょうか、ちょっとその中身を教えてくださいたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 基本的には、今街区公園初めそれぞれの公園内に設置をされています遊具、あるいは橋でありますとか、木橋でありますとか、そういった遊具等の修繕、改修を進めていくということでございます。全体計画については、それぞれ単年、前年なりの現場なりを確認はさせていただいてどういうふうに進めていくかという、それぞれの公園をどういうふうに進めていくかということについては前年には計画は出したいと思っていますけれども、基本的にはそれぞれの公園の供用開始をした古い順というのを基本にしながらも、現場の遊具等の老朽化等を判断をしながら進めてさせていただくという考え方があります。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。

次に、建設関係ですけれども、除排雪の関係でちょっとまたお聞きをしたいのですが、先ほど言いましたように建設関係のオペレーターの問題ですとか、そういう部分で建設関係の方々がかかなり苦慮している部分というのは話は聞くわけなのですが、そういう現状というのは役所の部分ではお聞きになっていないですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） オペレーターの

皆さんの高齢化につきましては、それぞれ除雪にかかわる風連、そして名寄の業者の皆さんからも要望が上がってきております。年齢的には現役で70歳の方もいらっしゃいますし、やはり若年の若い方がなかなか早朝からの作業になるということもありまして、非常に労働条件も厳しいというようにあるということ定着がしにくいのかなというふうに考えています。そういうオペレーターの皆さんの高齢化の状況については、私どもお聞きをしています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 先ほどもちょっと申し上げましたが、やはりそういう現実というのは見えてきている段階なのですけれども、オペレーターというのは来年なったから除雪体制がすぐできるということにはならないと思いますので、早目の対応というのが必要なのかなというふうに思います。

それから、先ほど言いましたように町内会組織での除雪体制といいますか、そういう部分に関しても今からそういうものの試験的な形でやっただくような体制というのも必要かなというふうに思いますし、どうしても人材不足という部分は今後出てくるのではないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今山口議員のほうからありましたように、まさに人材不足といいますか、高齢化といいますか、例えば町内会でいろいろな除排雪等の活動、取り組みを進めていただくにしても、やはりその地域のリーダーの方を中心に役員の方が中心になるのかなというふうにも思っています。その意味では、今の現状の町内会の年齢構成といいますか、そういったところも大変影響はあるのかなというふうに感じています。それで、なかなか私どもが直接例えばオペレーターですとか、あるいは町内会の活動につい

て若い方をというような取り組みについて、現実はまだまだ町内会の皆さんとかのお話もしてございませんし、これからということでもありますので、その辺改めて私どももしっかりと研究をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。

続きまして、田んぼダムの水位調整のことについて先ほど御答弁いただいたわけなのですが、多面的交付要件という、そういう補助金の対象にもなっているということなのだろうとは思いますが、集中豪雨でやはりこの効果というのは先ほど市長が言われましたようにかなりの効果があるというふうに思っています。それで、ただ思いますのは、私も農家なので、去年の状況を言いますと、改良区からの電話は来るのですけれども、来るといいますか、連絡網みたいな感じで田んぼの水をとめてくださいというような形で来るのですが、ただやはり昼間、あの時間帯にいない農家さんもいますし、そういうことを知らない農家さんもいるのです。ですから、もっと水田農家さんにそういうものを周知して、改良区もそうですし、農協ですとか行政の取り組みという部分をもっと農家さんに周知徹底する部分が必要ではないかなというふうに思うわけなのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 8月の2回の集中豪雨の際に田んぼダムの事例が先ほどもお話したとおり好事例として、今回まちづくり懇談会初め農業振興対策協議会やさまざまなそうした機関、団体の中でもう既にかなり議論されてきております。今後これをいかにそれぞれの活動組織ごと、あるいは土地改良区のエリアごとに浸透させていくかということを中心に議論していくことになるかと思っております。一方で、その指示命令系統は

どうしていくのかという、そういったこととか、これは今後また土地改良区さんやさまざまな機関、団体と連携をして議員おっしゃられるようにそうした昼間の問題だとか、細かなところも含めて連絡調整をどうしていくのかということは今後再度しっかりと詰めて次のというか、27年シーズンに抜かりのないように備えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。本当にまさに連絡体制といいますか、事前説明だったり、そういうものというのは必要になってくると思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

それでは次、道の駅の関係なのですが、あれだけの集客力があって、そのお客様をどうやって町中に流していくかという、そういう部分というのは本当にもったいないというふうに思うのです。ですから、もっともっと道の駅を活用してといいますか、そういう部分で商店なり、あと観光施設なりという部分に人を移動させることが本当に大事なのではないかなというふうに思います。全道でもまれに見るぐらいの集客といいますか、集める施設でありますので、やり方といいますか、スタンプラリーですとか、そういう方法もあるでしょうし、今後本当にそういう部分でもっともっと中身的に考えていただいて名寄市内に人を流していただくことがいいのかなというふうに、よろしくどうぞお願いをいたしたいと思っております。

空き家対応の部分でちょっとお聞きをしたいのですが、空き家の実態といいますか、行政側から見て数といいますか、そういう把握をされているのかどうかお聞きをしたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 名寄市の空き家の状況でございますけれども、昨年度町内会長に空き家のアンケートを実施しておりまして、住宅の総数が1万790戸のうち共同住宅、寄宿舍等の6

51戸を除いた専用住宅1万139戸に対しまして空き家の戸数が357戸、空き家率が3.5%、管理不全と思われる家屋が86戸で0.8%であります。

数は以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） この調査というのは、毎年行われているものなのか、それとも何年かごとに行われているものなのか、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほども答弁したのですけれども、一昨年初めてアンケート調査を行ったということでございます。それまではデータというものがございませんでした。それで、現在法律が施行になった、昨年11月に空き家に対する特措法が施行になったものですから、それを受けまして具体的な計画をつくるために空き家の実態を把握する必要があるということで現地調査を現在やっている最中です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 空き家も景観上本当に非常に、夏場というのは空き家というのは余りよくわからないのですけれども、冬になると特に出入り口が雪に埋まっていたりとか、屋根雪がそのままになっているということで、冬になってこの家が空き家だったのだなという、随分周り近所を見ましてもこんなに空き家が多かったのだなというような部分がございますので、そういう部分で空き家の把握というのも大切なのだなというふうに思いますけれども、空き家の再利用と申しますか、そういう部分の考えというのは、個人住宅ですから、なかなか難しい部分はあろうかなというふうには思うのですけれども、先ほどの移住の関係でもそうですけれども、そういうものを把握しておけば移住されてきた方にも改修をして使っていただくというようなことにもなろうかなというふうに思いますけれども、そういう部分のお考

えはないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 全国的に空き家問題が叫ばれている中で空き家を有効に活用して移住促進だとか、あるいはお試的な交流人口だとか、そうしたことに使えないのかという議論が出ていると、こういうことは承知をしております。移住促進協議会では、空き家を持っている方もそこに加盟をして、そこに登録をしてそうしたあっせんができるというような仕組みになっておりますけれども、なかなか登録も余りふえていないというような現状であります。一方で、今の不動産の状況をお聞きをすると、一軒家の住宅のニーズというのは非常に高く、こうしたところは不動産屋さんではほとんど今あきがないとか、物件がないような状況だということでもあります。その中で空き家がたくさん多いというのはどのような状況なのかと、恐らくもう入れないという空き家もあるのでしょうか、一方で例えば大事なものがそこにあってほかの方たちがなかなか入るのを拒むとか、そういうような空き家も結構実態としてあるのではないかなというふうに思っています。いずれにしても、空き家の今対策が国挙げて施行されている中で名寄市としてもこの問題をしっかりと現地把握調査をしながら、空き家に対しては十分な管理をしていただくということがまず基本であって、その上でそうした利活用が可能だということであれば、そうした広報もしながら移住促進協議会だとか、そうしたことで有効に活用できる施策、さらには修繕等のそうした施策の推進がどうなのかということは、これはまさに今後の地方創生戦略の中の移住の人口の拡大の一つのツールにもなり得るということもあるのでしょうか、そんなことも含めて総合的に政策を検討、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。空き家になっていてもやはり荷物がそのまま

になっていたりとかという、そういう条件もあるのでしょうか、いろいろな部分があるのかなというふうに思いますけれども、この件に関してもまたよろしくどうぞお願いをしたいというふうに思います。

次に、6次産業化の取り組みについてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、6次産業化といいましても非常に難しい部分があるかとは思うのですけれども、先ほど言いましたように北海道はかなり6次産業化が全国的には進んでいるほうだということが言われているようなのですけれども、先ほども消費者の動向を直接把握できるような支援措置を講じていきたいというようなお話、情報提供に努めていきたいというようなお話があったわけなのですけれども、その情報提供にしてもどういう形なのでしょう。農家個々がある程度の組織を持った段階でそういう説明をするのか、それとも農家全体的に6次産業化というものはこうなのですよという説明といたしますか、何かを始めようと思ったときに情報の提供ですとか、そういうものの支援の措置というものを行政としてするのか、それ以前にもっと農家全体を対象として6次産業化の部分を情報提供というか、進めていくような体制なのか、その辺の今の状況というのですか、名寄市としての6次産業化に対する状況というのはどういうふうに捉えているというのか、どの辺まで進めようとしているのかというのをお聞きしたいのです。農家全体に対して進めようとしておられるのか、その辺ちょっと、難しいですか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 6次産業化の関係です。今名寄市内での私どもの情報提供ということでは、ある程度一定のこういうことをやりたいという方の意見集約なり、そういう御要望あった場合にこういう支援措置があるとか、そういった部分でお手伝いをさせていただいております。ただ、6次産業の場合、当然国の支援を受けるにも

一定の制約がございます。なかなか1戸でそれを完結するということになるのと莫大な投資ということにもなってきますので、やっぱり何戸かの農家さんが御一緒にそれに取り組んでいくということになるのかなというふうに思っています。そういった意味では、まず名寄産では優良な農作物、アスパラも含めて多種多様ありますけれども、そういったものの評価、大変評価の多いものがありますので、その安定生産がまずあって、その中で生産者同士でこういった部分で工夫できないかということで、そういった御意見、JAさんを含めて私どもにお寄せいただければそういった支援措置なども含めて検討をさせていただいてございますけれども、毎年名寄市の農業の施策の概要などについて各戸に配布させていただいておりますので、そういった中で少し6次産業化の部分、ファンドだとかいろんな取り組み、国の支援ありますので、そこらもちょっと広報、情報提供させていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。農家から見ますと、6次産業化というのは難しいものだ、確かに難しいのでしょうかけれども、そういう頭になってしまっていますので、もっと入りやすいような形で中身を知らせてほしいのです。そういう行政としての前向きな形で進めてもらえれば、これだけの農産物豊富にあるわけですから、そういう部分でもっと違う、今まで感じていなかった人もそういうことで進んでみようかという、一歩踏み出そうかという、そういう気持ちになるようなことも考えられますので、その辺本当にもっと細かく説明をしていただければなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 農商工連携、ある意味では企業経営の分野に入ってくるので、そこはやっぱり農家さんや団体のアイデアや、そこがまずべ

ースにあって、やる気があって支援をしていくという体制でないと、なかなかそこは行政がどうぞ、どうぞというふうにあっせんをしてやっていくものなのかどうなのかということは、そこは一線を引かなければならぬ部分あると思います。一方で、名寄市で今年度から経済産業省に1人職員を派遣しておりまして、ここがたまたま農商工連携課という課でありまして、まさに今6次化を進めている課でありまして、相当いろんな情報が入ってきておりまして、実際にそうしたやる気のある企業さんや農家さんに既に複数件の26年度も補助事業の採択をしていただいているということもございます。我々も決してアンテナを張っていないわけではなくて、そうした中で情報提供もさせていただいていますが、まずはではこういうことだからやってみようということの意識を醸成し、そのことも我々もしていかなければならないでしょうけれども、今こうした農商工連携関連の予算に関しては非常にいろんなメニューがありますので、挑戦をする気持ちがあればいろんなマッチングができる可能性はあるというふうに思っておりますので、ぜひそこは積極的にいろんな方たちに挑戦をしていただきたいものだというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。本当にこれだけ豊かな農地と農作物がある地域ですから、そういうことで市長言われたように農商工連携もそうですし、何とかうまいというか、いい方向に進んでいけるような道筋といいますか、そういうものを示していただくような部分も必要かなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほども企業誘致のお話もありましたけれども、食品関係の企業誘致はどうなのでしょうかとこの話させていただきましたけれども、それもやはり6次産業化に向けての部分ともつながってくるかなというふうにも思いますけれども、産業の活

性化といいますか、企業が入ってくることによって雇用の部分ですとか、地元の食品関係の企業が入ってくるとそういう部分で地域がやっぱり活性化していく部分、本当の近道ではないかなというふうに思っていますので、地域のものを使ってそこで企業を起こされてやっていくというのは、特産館の例をとっても地元の方々をあれだけ使ってやっていられるという部分ありますので、そういう部分でもっともっと食品、農業が基幹産業でありますし、そういうものを基本とした今後の名寄市の進め方といいますか、そういうものを土台に置いてやっぱり進めていただきたいなという考えでちょっと物申させてもらいました。よろしくお願います。

それから、今度は担い手の問題にちょっと行きたいと思っておりますけれども、後継者対策というのは花嫁、花婿対策も一体に検討していくと先ほどの答弁にもありましたけれども、まさに本当に担い手対策というのはパートナーの対策までやっぱり進まないことにはならないというふうに思うわけなのですけれども、名寄市のそういう後継者、花嫁、花婿対策の現状というのはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 名寄市において担い手の花嫁、パートナー対策の現状についてちょっと御説明させていただきます。

本市の基幹産業である農業を維持発展していくためには、農業後継者の育成とパートナー対策が喫緊な課題だというふうに認識をしております。本市では、市と農業委員会、JAなど10団体で名寄市農業後継者対策協議会を設置しておりまして、農業後継者のパートナー対策を進めてござい

ます。具体的には、農業青年の独身女性との出会いの場を提供することを目的に、26年度では7月に地元農家における農作業体験を通じた交流を実施して男性7名が参加いただきまして、11月には下川町と合同で旭川市へ出向く形でパーティー形式での女性との交流機会などを設けさせていただいております。名寄からは男性5名が参加してございますけれども、簡単に成果が上がるといふ状況ではなく、地道な活動を続けていくしかないものと考えてございます。今後は、より参加しやすいものとするために農業後継者の年齢を分けた企画を設定するとか、参加女性の不安を払拭するために農家に嫁いだ女性との交流機会を設けるなど、工夫をしながら出会いの場の提供に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 何年か前までは花嫁対策、花婿対策という結構表向きに出ていた部分があったというふうに思うのですけれども、ここ近年なかなかそういうことをやっているのかやっていないのかわからないような状況というのがあるのかなというふうに思っています。担い手対策の部分というのは、本当に農家に若い人がいないわけではないのです。いるのですけれども、結婚されない、していません。やはり結婚して子供を育てて農地をふやしていくという、そういう力という部分が出てくる部分というのはあると思うのです。ですから、後継者対策イコール、後継者、担い手対策というのはやはり結婚対策というか、そういう部分までも踏み込んでいかないとこれから農地というのは本当に守っていけないのかなというふうに思います。一人ではやっぱりできません。先ほどコントラクターの話もありましたけれども、それはそれとして、やはり結婚して子供をつくって張り合いを持って農業をやっていく、面積をふやしていくのだという、そういうものがないとこの名寄の農地というのは守っていけない

のかなというふうに思っています。ですから、そういう花嫁対策、花婿対策という部分をもっと時代に合ったといいますか、今までのやり方ではやっぱりだめだと思うのです。有識者というか、それに対してもっと新たな視点というか、そういう部分で取り組まないといけないのではないかなというふうに思います。これは、タブーみたいな感覚になってしまっているのですけれども、もっと表に向けてやっぱり花嫁対策というのはしていくべきだというふうに思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 花嫁対策、重要な問題だと思います。議員がおっしゃるとおりに、昔の集団お見合的な、そうした状況から今は随分環境も、出会い方だとか、またそうした若い方たちの考え方も変わってきていて、なかなかやっぱり昔の状況、同じやり方では難しいということも理解をしております。この説明の以外にもカップリングパーティーだとか、結婚相談センターさんと連携をしてさまざまな事業を行っていただいて、あるいは今最近では民間団体の街コン的な事業も行っているだとか、花嫁対策とぼんと銘打ってはいないかもしれませんが、いろんな角度からさせていただいているというところでもありますけれども、議員おっしゃるように今テレビでも結構ああいうやり方で女性の方たちが地方に来てお見合いをしていくなんていう、ああいうやり方もあったりだとか、いろんな手法があるのかなというふうに思います。いろんな角度からあらゆる研究、検討を重ねてよりそうしたマッチングができるようにその仕掛け、あるいは場合によっては制度設計だとかも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。これは、本当に農家に限ったことではありま

せんで、商業の方も工業も結婚をなかなかされないというのが今の時代なのかなとは思いますが、そういう部分でやっぱり表向きといいますか、もっと踏み込んだ形で進めていただければなというふうに思っています。

続きまして、防犯カメラの件でお伺いをしたいと思いますけれども、今御答弁いただいて市内に道路ですとか、そういうところにはないのだというお話でした。公共施設で20施設56台というお話なのですけれども、これは名寄市的には、ほかの市町村もこういう状況なののでしょうか。この近隣市町村というのは、防犯カメラの台数というのはこんなものなののでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほど答弁させていただいたとおり、20施設に56台ということで台数的には多いのですけれども、主に屋内に設置をされておりまして、さらには記録機能のないいわゆる監視カメラ、モニターというのですか、そういうものがほとんどになっております。

ほかの自治体ですとか、そういうところで設置されていないかというような問い合わせだと思っておりますけれども、管内でいえば富良野で一部、駅の裏の通路のところに設置している以外については、例えば市町村で防犯カメラを設置しているという実態は現状ではないのです。設置が進まない理由としましては、1つには結構費用がかかるということです。あと、ランニングコストもかかりますし、一番の問題は設置の場所、これをどこに設置するのかというのが考えてみるとなかなか難しい問題になってくるので、そのあたりが一番のネックになっているのかなと。あと、メンテナンスのための人材の確保ですとか、費用対効果などの問題もあります。さらに、公共の場にそういうカメラを設置することによりまして肖像権ですとかプライバシー、この辺の関連の議論が起こることがあるということで一度警察等々に照会をしたところ、しっかりとした運用の手引、さらにはガ

イドラインが必要ではないかというようなお答えをいただいております。

それと、防犯カメラの件は以上なのですけれども、ちょっと先ほどの答弁で一部訂正をさせていただきたいと思っております。町内会のアンケートによりまして空き家のデータがあったということで、それは昨年度のアンケートのデータ、以前にはなかったということでお答えをしたのですが、実は平成21年度から平成23年度にかけて老朽家屋の解体補助というのが北海道のほうの緊急雇用の促進事業でございまして、そのときに空き家を調査している、アンケートをとっているという実態がございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。これは、市内なし、富良野に1カ所あるという話ですけれども、これは名寄市ではつけていないけれども、警察、公安でしょうか、そういう形での設置というのは把握はされていないのですか。警察ですとか、そういうのはつけていないのでしょうか。これは、聞いてもわからないかな。そういうものはないのですか。いや、ごめんなさい。本当に今の時代こういうことなのかという、ちょっとびっくりしてしまうのです。道路ですとか、繁華街ですとか、もっとあってもいいのではないかなと思っていたのですけれども、余りにもなしということが不思議な感じがします。それで、道内がそういう状況ということは、道なりの補助金あたりというのはないのですか、これは。その辺調べたことはないですか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 設置に対する補助ということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○市民部長（三島裕二君） そういう制度はないというふうに承知をしております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員、質問の趣旨



を明確にして質問してください、ちょっとわかりませんので。

山口議員。

○17番（山口祐司議員） 済みません。申しわけないです。ただ、思うのは、これだけの3万人の人口がいながら、防犯体制の部分ではやっぱりカメラというのは私必要ではないかなというふうに思うのです、繁華街ですとか人通りの多いところとかという部分では。だから、道がそういうものに対しての補助金をつけないのか、ある県では補助金を出している県がありますので、そういう部分でやはり道に対してそういうものを求めていくとか、補助金これ必要ではないですかという、そういうことも今後必要になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 昨今全国的にも非常に痛ましい事件、事案が発生をしているということでもありますとか、市内においても年明けてからも結構不審者情報もあつたりということでありまして、議員がおっしゃるように監視カメラの必要性ということは十分理解するところでありますが、今部長がお話ししたとおり少し検討しなければならない課題もあると、こういうことでありまして、警察署だとか関係機関ともぜひここ協議をさせていただく中で、当然有利な財源とかも探っていかなければなりませんけれども、より効果的で効率的な設置ができるのかどうなのかということをご研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） やはり今の時代ちょっとこういう部分というのはどうなのかなというふうに思いますので、そういう部分で働きかけを何とかしていただければなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

これで私の質問は終わりたいというふうに思います。今回この質問が私の議員としての最後の質問になるということでもありますけれども、加藤市長には今後財政的にも本当に厳しい市政運営という部分はまだまだ続くのではないかなというふうに思いますけれども、名寄市の将来に向けた環境づくりに今後とも御尽力いただきますように願って私の最後の質問を終わりたいと思いますので、大変どうもありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。  
大変御苦勞さまでした。

散会 午後 5時08分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 駒 津 喜 一